

ご説明資料

令和4年8月

目次

1. 要求基準の取扱いについて	… P - 2
2. プレゼンについて	… P - 90
3. 今後の審査の進め方について	… P - 105

1. 要求基準の取扱いについて

要求基準の取扱いについて(大阪府)

- 要求基準に係る第2回目の質問(6月9日発出)について、引き続き確認が必要な項目については、一部の質問を除き、再質問として第3回目の質問回答を7月26日に発出。その回答については、一部の質問事項を除き、回答があつたところ。
- これを踏まえ、第2回目の質問回答のうち未対応のもの及び第3回目の質問回答のうち引き続き確認が必要な項目について、要求基準に係る第4回目の質問として発出することとしたい。
- また、これまでの質問回答により要求基準への適合については概ね確認できたが、一部未確認となっている、今回取り扱う項目及び回答待ちの項目について確認ができるることを前提として、プレゼンを実施することとしたい。
今回取り扱う項目及び回答待ちの項目の内容については事務局において確認を行い、プレゼン前に各委員に対して報告し、了承を頂くこととしたい。

第2回目の質問回答への再質問(p.4~)

- 第2回目の質問への回答において、要求基準への適合の確認に当たって引き続き確認が必要な項目については、再質問として第4回目の質問を発出。

<再質問を行う項目>

- 土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去に関する工法、費用算出等の考え方について回答、地盤沈下対策について、措置の具体的な内容について回答
⇒ 工法や費用の検証過程を踏まえ確実に対策が行われるかについて質問。
- 域内アクセスに関して、ピーク時の交通予測及び駐車場の整備台数について回答
⇒ 近隣施設での大規模イベント開催と重複した場合の対応策の考え方、駐車場の整備面積の考え方について質問

第3回目の質問回答への再質問(p.21~)

- 第3回目の質問への回答において、要求基準への適合の確認に当たって引き続き確認が必要な項目については、再質問として第4回目の質問を発出。

<再質問を行う項目>

- 回答があり次第検討。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

<今回取り扱う項目>

8	IR区域全体における施設の共通バックヤードの合計面積のすみ分けについて
14	
15	土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策に関する工法、費用算出等の考え方について
16	
30	ピーク時交通における域内アクセスについて

<回答待ちの項目>

29	大阪IR株式会社の役員、オリックス株式会社の役員に係る「民間調査会社への調査結果」について
----	---

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
質問の内容	<p>特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の施設構成について、同項第6号に掲げる施設と位置づけのある共通バックヤードと、同項第1号から第5号までに掲げる施設のバックヤードが図面上に混在しており、住み分けの考え方が必ずしも明らかではないため、この点について具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/5)	<ul style="list-style-type: none">・ バックヤードのうち、主として、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の何れかの運営に特化して使用する部分は、同項第1号から第5号までに掲げる施設の一部と分類しています。なお、これらは、添付書類の図面で薄いグレーの着彩を行っています。具体例として、リネンや客室備品など、5号施設(宿泊施設)の運営に特化した物品の倉庫スペース等は、5号施設のバックヤードと分類しています。・ 一方、バックヤードのうち、主として、IR施設全体の運営のために共通で利用される部分は、同項第6号に掲げる施設の一部と分類しています。なお、これらは、図面上は濃いグレーの着彩を行っています。具体例として、大阪IR(株)の従業員が共通で利用する従業員スペースや、防災備蓄倉庫等は、6号施設の共通バックヤードと分類しています。・ なお、今後、設計の深度化を進める中で、同項第1号から第5号までに掲げる施設のバックヤード、又は同項第6号に掲げるバックヤードの分類について、入替や配置調整を行う可能性があります。・ また、共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありましたので、正確な表記については、以下を参照ください。 別紙「要求基準1・評価基準6展示等施設平面図」 別紙「評価基準13その他施設(共通バックヤード)平面図」 ※展示等施設の2階部分、図面下方の北端に位置する機械室(廊下を挟んで倉庫の向かい側)は、従前の図面では、薄いグレーの色分けで「バックヤード/機械室」に区分していましたが、正しくは濃いグレーの色分けで「共通バックヤード」に該当します。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

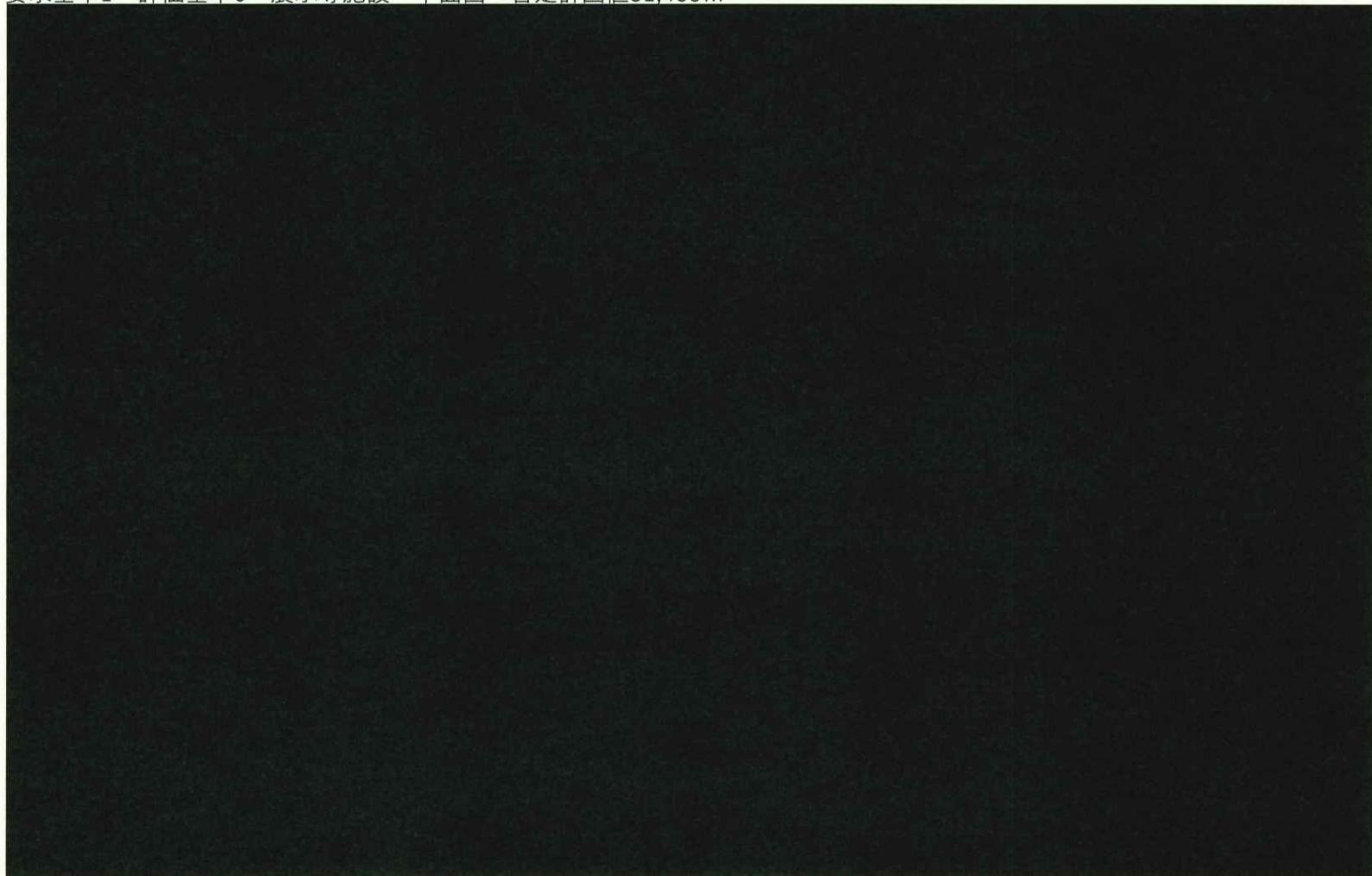
番号

8

質問番号8 回答・別紙

要求基準1・評価基準6 展示等施設 平面図 暫定計画値31,455m²

回答
(2/5)



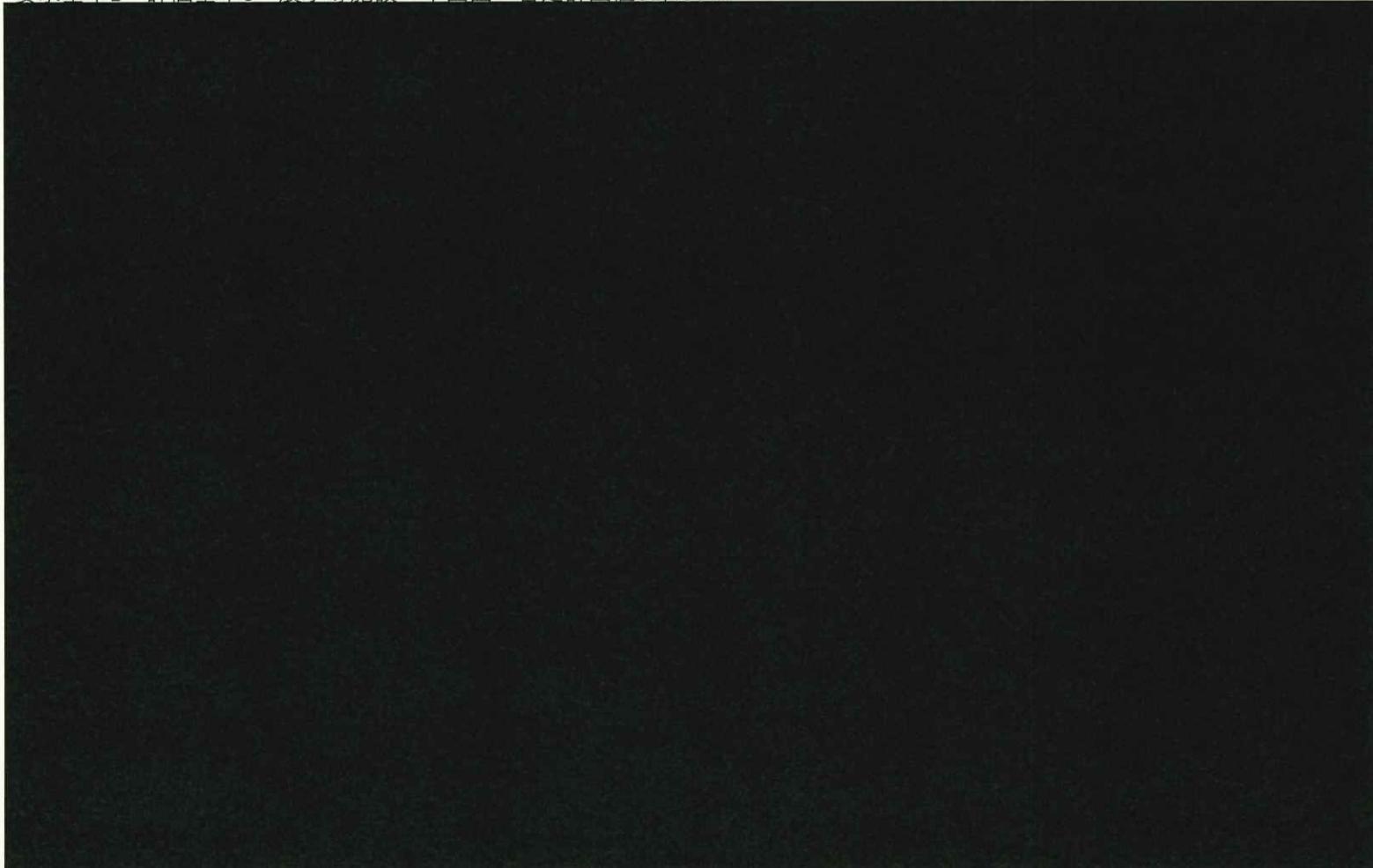
第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号

8

回答
(3/5)

要求基準1・評価基準6 展示等施設 平面図 暫定計画値31,455m²



第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

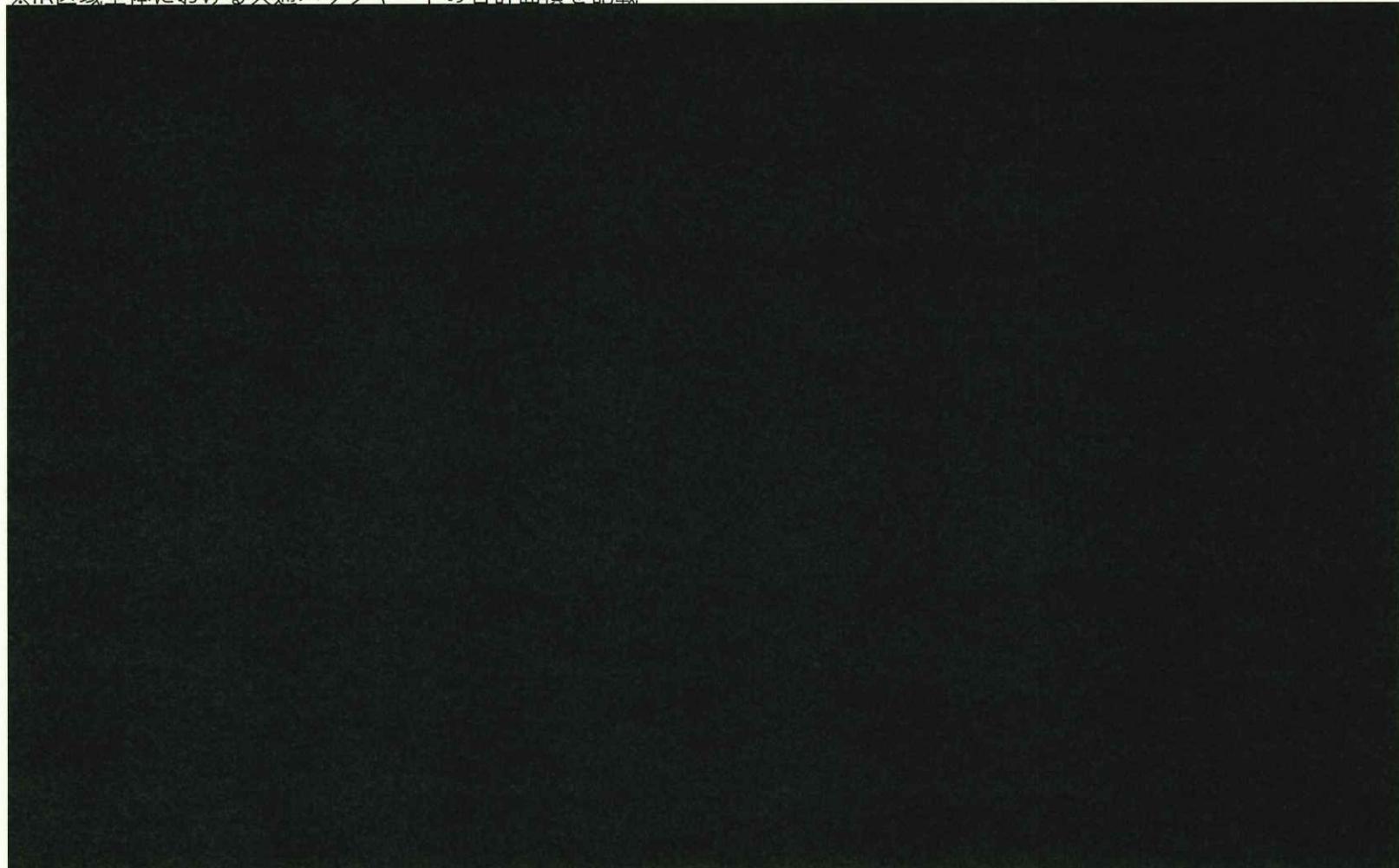
番号

8

評価基準13 その他施設（共通バックヤード）平面図 暫定計画値125,866m²※
※IR区域全体における共通バックヤードの合計面積を記載

質問番号8 回答・別紙

回答
(4/5)



第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

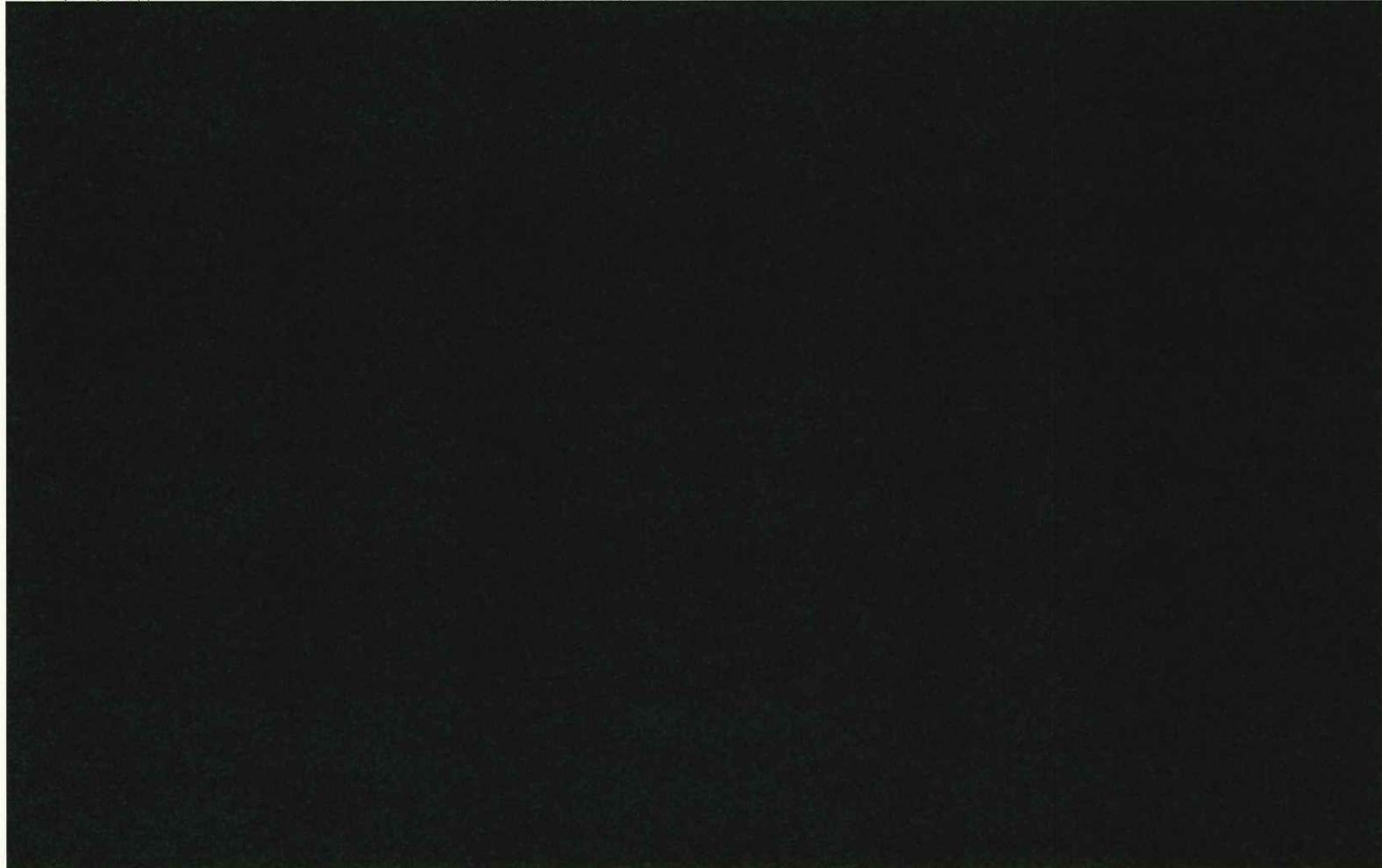
番号

8

評価基準13 その他施設（共通バックヤード）平面図 暫定計画値125,866m²※

※IR区域全体における共通バックヤードの合計面積を記載

回答
(5/5)



第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
再質問(案)	「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
質問の内容	<p>添付書類の「基本協定書」及び「大阪市会附帯決議」において、IR事業用地における「土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去」に係る市負担額は788億円と示されている。この788億円の費用計上の根拠(例えば、液状化対策であれば、土質条件、対策工法など)について、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/4)	<p>(1) 土壤汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none">• IR区域の土地は、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)の指定を受けていますが、汚染土壤の被覆等によって健康被害のおそれなく土地利用を行うことが可能です。• 他方で、IR工事において発生する建設残土及び建設汚泥については、汚染土壤を含んだ建設残土及び建設汚泥(以下「汚染残土等」という。)として土壤汚染対策法等に基づき適切に処理する必要があることから、土壤汚染がない場合と比較して処理費用の増額が見込まれます。• 大阪市は、汚染残土等の処理費用のうち、土壤汚染がない場合と比較してIR事業者の負担が増加した部分の費用を負担することとし、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した汚染残土等の想定排出量・時期や概算工事費等も踏まえ、当該費用を以下のとおり算定しています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
回答 (2/4)	<p>◆汚染残土処理費にかかる本市負担額(概算額)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 施設計画、工事工程、建設残土の排出時期・量等を踏まえ、想定処理量190万m³のうち、50万m³を大阪沖埋立処分場、140万m³(一時仮置き量30万m³)を夢洲内で処理すると想定➢ 大阪沖埋立処分場での処理費用<ul style="list-style-type: none">①大阪沖埋立処分場での処分単価:30,000円/m³(※1 処分費、運搬費、諸経費、税含む)②夢洲内での処分単価:4,000円/m³(※1に同じ)③差額(①-②):30,000円/m³-4,000円/m³=26,000円/m³④汚染土壤による増分費用:26,000円/m³× 50万m³=130億円➢ 一時仮置き・再運搬に要する費用<ul style="list-style-type: none">⑤仮置き・再運搬 1,400円/m³(※2 諸経費、税含む)⑥1,400円/m³× 30万m³=4億円➢ 汚染残土処理費にかかる本市負担額(概算額) ④+⑥=約140億円 <p>◆汚染汚泥処理費にかかる本市負担額(概算額)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 想定処理量110万m³の全てを大阪沖埋立処分場で処理すると想定➢ 大阪沖埋立処分場での処理費用<ul style="list-style-type: none">①大阪沖埋立処分場での処分単価:37,000円/m³(※1に同じ)②民間処理施設(基準超過がない場合):17,000円/m³(※1に同じ)③差額(①-②):37,000円/m³-17,000円/m³=20,000円/m³➢ 汚染汚泥処理費にかかる本市負担額(概算額) 20,000円/m³× 110万m³=約220億円 <p>◆大阪市負担想定額合計(概算額) 約140億円+約220億円=約360億円</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
回答 (3/4)	<p>(2) 液状化対策</p> <ul style="list-style-type: none">液状化対策費用の算定に係り前提とした地盤調査結果(39箇所:液状化判定結果)については、別紙「2020年地盤調査箇所図(事業者実施:39箇所)」及び「2020年液状化判定結果(事業者実施:39箇所)」を参照ください。夢洲の埋立層は浚渫土主体であるため、多くが粘土層ではあるものの、一部、砂層が存在しており、それらの砂層が地震発生時において液状化する可能性があります。液状化の可能性のある層は、敷地の平面方向、垂直方向に広範にばらついて存在しています。液状化対策費用は、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した概算工事費等も踏まえ、以下のとおり算定しています。 <p>◆液状化対策範囲</p> <p>➢ 液状化判定による対応を基本に、建物配置も一定考慮して、地盤改良(サンドコンパクションパイル)により対応すると想定。</p> <p>◆本市負担想定額(概算額)</p> <p><地盤改良></p> <p>➢ 主要な部分の地盤改良</p> <ul style="list-style-type: none">① 対策範囲:36ha② 単価:10.5万円/m²(1.8mピッチ)③ 対策費用:36ha × 10.5万円/m²=378億円 <p>➢ 外周道路沿いなどの地盤改良</p> <ul style="list-style-type: none">④ 対策範囲:1.9ha⑤ 地盤改良単価:5.4万円/m²(2.5mピッチ)⑥ 対策費用:1.9ha × 5.4万円/m²=10億円 <p>➢ 地盤改良費合計(概算額)</p> <p>③378億円+⑥10億円=約390億円</p> <p><汚染残土処理></p> <p>➢ 液状化対策による建設残土増分60万m³の処理</p> <ul style="list-style-type: none">⑦ 4,000円/m³ × 60万m³=約20億円(概算額) <p><本市負担想定額合計(概算額)></p> <p>約390億円+約20億円=約410億円</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	14
回答 (4/4)	<ul style="list-style-type: none">なお、液状化対策工事の詳細内容については、追加調査や詳細分析等の結果を踏まえて、現在検討を進めているところです。また、液状化対策の検討にかかり、大阪府・市は、令和3年12月1日に「IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置しており、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。 <p>(3) 地中障害物撤去</p> <ul style="list-style-type: none">IR区域の土地には、揚水井戸・17箇所、観測台・9箇所、沈下板・44箇所(これらを総称して、以下「本件地中障害物」という。)が存置されています。本件地中障害物の存置位置及び規格等については、別紙「地中埋設物の概要(揚水井戸・観測台・沈下板の位置・規模等)」を参照ください。IR施設の建設に支障となる本件地中障害物については、全旋回工法で撤去することを想定しており、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社において、撤去する本件地中障害物の種類・位置・深さ・規模等を踏まえて、全旋回工法で撤去する場合の概算工事費を試算しており、当該試算結果をもとに、大阪市において大阪市負担額を決定しています。
再質問(案)	質問回答を見る限り、土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去について、一定程度合理的な方法により工法や費用が検討されており、かつ、これらの検討については、生じうる事象の専門業者による検証がなされており、およそ現時点で想定できる費用の要素については最大限の洗い出しができた上での積算がなされていると見受けられる。加えて、この点については、今後更に専門家会議による詳細な確認を行うという複層的な検証を行う枠組みや、費用の増加抑制を含めた適正な工程管理を行う枠組みが構築されていると見受けられるが、現時点において更なる費用負担の必要が具体的に見込まれているわけではなく、IR施設の設置に影響がないよう対策が確実に行われることが見込まれると理解してよいか、具体的な説明を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	15
質問の内容	<p>解説資料(評価基準21、投資計画書)において、「地盤沈下対策費は、現時点での地盤調査内容や地質データ等に基づき、以下の対策等を建築計画に反映しています。1)建物と同程度の重量の地盤を掘削/排土し、地盤に加わる荷重を低減することによる沈下量の軽減 2)杭支持の採用による建物の沈下影響軽減」とあるが、当該記載事項の具体的な内容(費用計上上の根拠含む)について、説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪IRの位置する夢洲は砂層と粘土層が相互に重なる特徴的な地盤を有しており、また、埋立完了からの歴史が浅いことから、現在も沈下が継続しており、地中の砂層に挟まれた各粘土層に長期的な圧密沈下が予測されます。・ 解説資料に記載の2つの対策方針は、夢洲のような若齢の軟弱地盤における統合型リゾートのような大規模施設建設にあたり、これらの沈下の影響を極力軽減するために必要となる対策となります。以下に具体的な内容を記載します。 <p>①建物と同程度の重量の地盤を掘削/排土し、地盤に加わる荷重を低減することによる沈下量の軽減</p> <p>➢ 通常、沈下のおそれのある地盤に建物を建設すると、地盤に対して新たに建物の荷重が加わり、その結果、地中の粘土層の圧密により沈下が進行することになります。</p> <p>➢ この点、かような地盤沈下による建物構造等への影響を低減しながら、大阪IRのような高層建築物を含む大規模な施設整備を行うためには、大規模な地下躯体を設けることによって、当該建物により加わる重量と地下掘削によって排土した土の重量を同程度としてバランスさせる方法(排土バランス)での地盤沈下対策が必要であり、それにより、一定程度沈下量を抑制することが可能となります。</p>

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	15
回答 (2/2)	<p>②杭支持の採用による建物の沈下影響軽減</p> <p>➤ IR区域の土地は、地表面から深い層まで厚く粘土層が堆積しており、かかる粘土層が長期的に沈下する状態にあることから、このような粘土層に対して、直接基礎等により建物荷重を直接載荷した場合、大規模な地盤沈下が生じることとなります。また、広大なIR区域内は、エリアによって埋立履歴等が異なることもあります、場所ごとに地盤の沈下量が異なる状態となっています。</p> <p>➤ かような地盤特性に対応するため、上記①の排土バランスによる地盤沈下対策に加えて、支持層以浅の沈下や不同沈下に対応するための対策が必要となります。この点、建物基礎を杭構造とし、地表面から深さ約80m付近に位置し、かつ十分な耐力を有する第二天満層(硬い地層)に支持・固定することにより、沈下量の低減を図る計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none">上記の対策により沈下量を抑制するものの、 建物の安全性を確保することを計画しています。以上のような対策については、当該分野に知見のある設計会社、建設会社、専門家等を活用して検討・計画してきたところであります、一定程度、合理的と見込まれる対策費用を想定しているところではあるものの、現在、ボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところであります、当該検討結果を踏まえて、今後、詳細な対策内容の建物設計への反映及びこれに基づく対策費用を最終確定していくことになります。
再質問(案)	質問回答に記載の2つの対策の具体的な内容について、その工法が類例に照らして一般的であるものと言えるか、具体的な説明を頂きたい。 また、「一定程度、合理的と見込まれる対策費用を想定しているところではあるものの、現在、ボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところであります、当該検討結果を踏まえて、今後、詳細な対策内容の建物設計への反映及びこれに基づく対策費用を最終確定していく」という記載が見受けられるが、対策費用が増加した場合も含め最終確定したときに、IR事業の実施が継続できるよう必要な対策が行われるという理解でよいか、説明を頂きたい。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	16
質問の内容	仮に、「土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策費」が今後増加した場合、それについて費用を負担する者についての考え方について、説明を頂きたい。
回答 (1/2)	<p>(1) 土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染対策、液状化対策及び地中障害物撤去(以下「土地課題対策」と総称する。)に要する費用(以下「土地課題対策費用」という。)について、大阪市は、IR施設の建設工事の請負を予定している建設請負会社が試算した概算工事費等を踏まえて、想定される必要費用を算定し、令和4年(2022年)2・3月市会において限度額を788億円とする債務負担行為の議決を得たところであり、現時点において、これを超える債務の負担は想定しておらず、これが必要となる事象も生じているわけでもありません。 ・ なお、実施方針及び募集要項で「IR施設を整備するに当たり支障となる地中障害物及び土壤汚染等に起因して設置運営事業者の負担が増加すると見込まれる場合は、設置運営事業者の施設計画や施工計画等を踏まえ、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める額を負担するものとする。」と規定しているところ、大阪市は、土地課題対策費用すべてについて、かかる規定と同様に取り扱うこととしており、IR事業者が要した費用を無制限・無条件に負担するものではなく、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が妥当と認める額を負担するものとしています。この点、具体的なプロセスとしては、土地課題対策の実施計画に係る事前協議、並びに、大阪市の負担額認定の考え方や認定手順等を定め、大阪市の負担額の認定手続きとして、例えば、対策工事の着工の3ヶ月前までに、IR事業者に対して、設計図書、数量計算書、積算資料、工事計画図面等資料の提出を義務付け、これらを踏まえて、大阪市は予定価格の算出等の検討を行い、大阪市の負担に係る概算予定額の認定を行うこととしています。さらに、対策工事の完了後には、IR事業者に対して出来形報告書、出来高報告書等の提出を義務付け、これらを踏まえて、大阪市の最終的な負担額の認定を行うこととしています。加えて、大阪市は、土地課題対策の実施計画に係る事前協議から大阪市の負担額の認定までの一連のプロセスにおいては、土地課題対策に係るIR事業者による設計・積算、施工監理の内容のチェックについて、知見のある専門業者への外部委託を活用することで、その監理体制も強化することとしています。また、液状化対策について、大阪府・市は、令和3年12月1日に「IR予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置しており、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	16
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">以上のとおり、土地課題対策費用の負担にかかり、大阪市は、その実施内容及び費用負担の妥当性を確保し、適切に管理するための枠組み等を構築しながら、限度額の範囲内での執行となるよう適正な予算執行管理に努めていくこととしています。 <p>(2) 地盤沈下対策</p> <ul style="list-style-type: none">夢洲は、長期的で顕著な地盤沈下や不均質で若齢な埋立地盤といった特有の軟弱な地盤特性を有しているところですが、土地利用に際して必要となる地盤沈下対策は、IR事業者において実施（費用負担を含む。）することとしています。IR区域は現在も沈下が継続しており、長期的にも特有の地盤沈下が見込まれているところ、現在もボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところです。具体的な地盤沈下対策や対策に係る費用については、当該検討結果を踏まえて、今後確定していくことになります。他方で、事業用定期借地権設定契約書(案)に記載のとおり、大阪市がIR区域の土地に使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、これらに起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合は、一定条件の下、大阪市がその費用を負担することとしています。しかしながら、現時点において、かような対応の必要が具体的に見込まれているわけではなく、また、大阪市としては、類似の地盤状態にあると考えている夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、このような事象が生じた事例は把握しておらず、IR区域の土地においても、かかる事態が生じる可能性は極めて低いと考えています。
再質問しない。	（「土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去、地盤沈下対策費」が今後増加した場合、それについて費用を負担する者についての考え方について確認ができた。）

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	30
質問の内容	<p>域内アクセスについて、既存アクセスの夢舞大橋(4車線)及び夢咲トンネルに加え、現在整備中の大阪メトロ中央線延伸や夢舞大橋の6車線化工事について、ピーク時交通においてIR区域への想定来訪者を十分処理可能か、IR区域内の駐車場整備計画を含め、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none">交通アクセス検討は、夢洲周辺の物流交通が多い平日の交通影響予測・評価に加え、大阪IRの来訪者特性を考慮し、繁忙期・休日・大規模イベント開催時のピーク時間をベースとして、包括的な交通影響予測・評価を実施しています。「繁忙期」は、平均的な日来訪者数の■■■(MGMの既存IR施設での実績に基づき設定)が来場する日と仮定し、「大規模イベント開催時(休日)」とは、国際会議場施設における会議(1,000人規模)並びに展示等施設或いはIR区域内の広場等におけるエンターテイメントイベント(■■■規模)が同日開催された場合を想定し、1日当たり■■■が来場することを想定しています。大阪IRの来訪者の交通手段別分担率は、第5回近畿圏パーソントリップ調査結果及び2025年日本国際博覧会の計画値等から設定しています。また、大阪IRによる交通量を上乗せする前の交通量について、自動車交通量は大阪市が実施した交通量調査結果(平成28年9月)、鉄道交通量は平成26年版都市交通年報の鉄道利用者数、鉄道本数は令和3年2月時点の時刻表における鉄道本数を採用しています。上記を踏まえて交通影響予測・評価を実施し、将来の自動車交通量を予測した結果、夢洲へのアクセス道路の混雑度は、夢舞大橋(6車線化後)で■、夢咲トンネルで■となり、共に1.0未満であるため、大阪IRの開業によっても、道路の混雑は発生しない見込みとなっています。大阪メトロ中央線のピーク時間帯の混雑率は、御堂筋線からの乗換区間として来訪者が集中する本町駅～阿波座駅間の夢洲来場方向で■、同区間の夢洲退場方向で■となっています。この点、東京圏の鉄道整備目標が主要区間平均で150%であることに鑑みれば、ピーク時交通においても、大阪IRへの想定来訪者の処理は可能であると考えています。

第2回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	30
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">駐車場に関して、時間帯別交通量は来訪者の各施設の入退場時間の比率を用いて算出しており、各施設の入退場時間の比率は、宿泊施設、カジノ施設、MICE施設、劇場、その他施設の5つの分類毎に設定しています。自動車の時間帯別交通量から算出した駐車需要は、上記で想定した繁忙期・休日・大規模イベント開催時のピーク時間における██████████が最大であり、当該駐車需要を踏まえて、現時点では、██████████の駐車場整備を想定しています。なお、実際の駐車場整備台数は、上記の駐車需要に加えて、中心市街地とは異なりIR区域周辺に既存駐車場の立地がほとんどないという大阪IRの立地特性等を考慮した上で、周辺道路の滞留防止並びに来訪者の利便性向上の観点も踏まえて、今後の施設設計等において確定させていくこととなります。 <p>※交通需要予測等の詳細は、別紙「交通アクセス計画の需要予測に関する解説資料」を参照下さい。</p>
再質問(案)	<p>繁忙期・休日・大規模イベント開催時のピーク時間をベースとして、包括的な交通影響予測・評価を実施している旨の記載があるが、インテックス大阪など近隣施設において大規模イベントが開催される場合の対応策について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>現時点で想定している駐車場整備台数(██████████)を踏まえ、駐車場整備面積の考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

＜今回取り扱う項目＞

1	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号3(送客施設)への回答について
2	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号6(宿泊施設)への回答について
4	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号13(令和4年5月31日付けIR推第1108号の回答のうち質問番号5への回答について)への回答について
5	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号18(民間事業者の公募及び選定)への回答について
6	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号22(IR整備法第9条第7項の公聴会その他の住民の意見を反映させるために必要な措置)への回答について
7	令和4年7月8日付けIR推第1158号及び令和4年7月19日付けIR推第1158-2号の回答のうち質問番号35(IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置)への回答について
8	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号36(IR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置)への回答について
9	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号39(カジノ収益の活用)への回答について
10	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号42(都道府県等が行うカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置)への回答について

＜回答待ちの項目＞

3	令和4年7月8日付けIR推第1158号の回答のうち質問番号11(添付資料「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」について)への回答について
---	--

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	1															
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">なお、下表のとおりショーケース機能のピーク時間(1時間あたりにおける利用者数を想定しています。映像型ショーケースは1時間あたりの最大利用人数 [REDACTED]、その他のショーケースは [REDACTED] を前提としているため、ピーク時間においても十分対応可能な規模と考えています。 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>人数</th><th>算定式</th></tr></thead><tbody><tr><td>A) 送客施設来訪者数 (年)</td><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td></tr><tr><td>B) ショーケース機能利用者数 (年)</td><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td></tr><tr><td>C) ショーケース機能利用者数 (日)</td><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td></tr><tr><td>D) ピーク時間利用者数 (時間)</td><td>[REDACTED]</td><td>[REDACTED]</td></tr></tbody></table> <p>*1 ショーケースの各機能で足を止めずに通過したり、歩きながら観覧するような来訪者も一定数いることを想定して利用割合を設定した。 *2 ピーク率については、旅行会社が運営する東京都内の類似施設を参考に設定した。</p>		人数	算定式	A) 送客施設来訪者数 (年)	[REDACTED]	[REDACTED]	B) ショーケース機能利用者数 (年)	[REDACTED]	[REDACTED]	C) ショーケース機能利用者数 (日)	[REDACTED]	[REDACTED]	D) ピーク時間利用者数 (時間)	[REDACTED]	[REDACTED]
	人数	算定式														
A) 送客施設来訪者数 (年)	[REDACTED]	[REDACTED]														
B) ショーケース機能利用者数 (年)	[REDACTED]	[REDACTED]														
C) ショーケース機能利用者数 (日)	[REDACTED]	[REDACTED]														
D) ピーク時間利用者数 (時間)	[REDACTED]	[REDACTED]														
再質問しない。	(ショーケース機能の面積設定の考え方により、送客施設の規模が適当である根拠が確認できた。)															

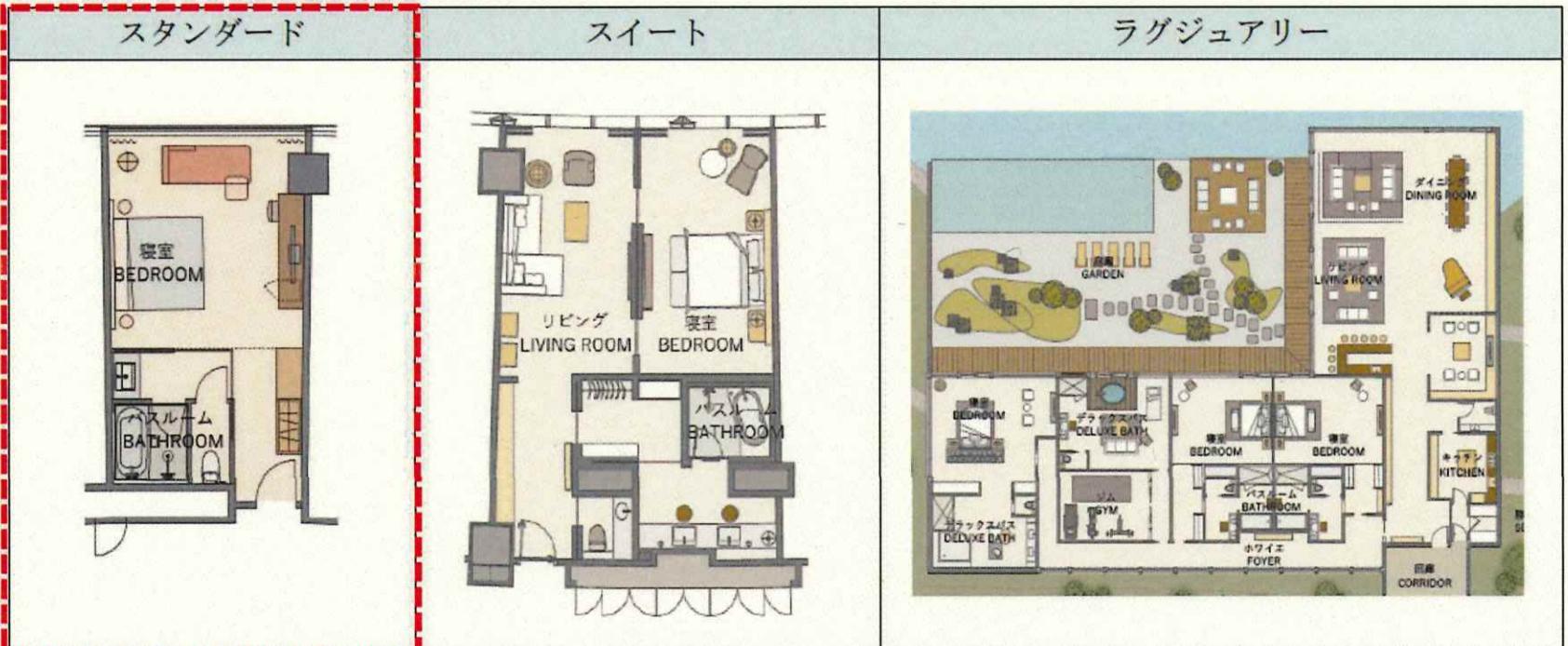
第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	2
質問の内容	「大阪IRのスタンダードルームは、最小規模(概ね30m ² 以上)でも十分な広さを備え」との記述があるが、当該事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について、具体的な説明を頂きたい。
回答 (1/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準の解説資料（解説-評価10-1「宿泊施設の競争力確保の考え方」）で示した大阪IRの宿泊施設がベンチマークとした世界基準の外資系ホテルや高級ホテル、大阪市内のホテルの最低客室面積は下表「3つの宿泊施設がベンチマークとしたホテルの最低客室床面積」のとおりです。 ・ 下表のとおり、大阪IRで計画する3つの宿泊施設の最低客室床面積は、それぞれがベンチマークとするホテルとの比較においても、十分な広さの計画となっています。 ・ また、3つの宿泊施設の中で最小規模となるスタンダードルームの最低客室床面積(概ね30m²以上)についても、ベンチマークとしたホテルの最低客室床面積との比較において、同等以上の広さを備えています。 ・ この点、ForbesやTrip Advisor等で複数の国際的な受賞歴があり、アジアを代表するIRであるマリーナベイサンズ(シンガポール)においても、最低客室床面積は30m²となっています。 ・ 通常、30m²の広さを有する客室であれば、要求基準1(客室タイプごとの間取図のイメージ 左端)で示したスタンダードタイプの大要の客室レイアウトが可能となります。ダブルベッド又はツインベッドを宿泊者のニーズに応じて入れ替えて設置する事が可能であり、スーツケース等の荷物を保管するスペースに加え、ソファー、チェア、作業テーブルなどの家具を配置する十分なスペースを有しています。この様な客室レイアウトは、ワークスペースを必要とするビジネス客や、荷物が比較的大きな1週間程度の長期滞在客にも適しており、宿泊客の需要の高度化及び多様化に対応した計画となっています。 ・ なお、MICE来訪者などのビジネス客は、1室1名での利用が一般的であり、この様なビジネス客の出張利用に際しては、費用適正化の観点から、宿泊費用が必然的に高額となる過度に広い客室の利用は敬遠されるケースも想定されます。30m²であれば、この様な懸念は少なく、ビジネス客の宿泊ニーズについても、幅広く取り込む事が可能と考えています。 ・ 大阪IRでは、MUSUBIホテル(暫定計画値:660室)において最低客室床面積(約30m²～45m²)に該当する客室が計画されていますが、大阪IRの宿泊施設全体の総客室数(2,500室)に対して1/4程度であり、残り3/4程度の客室(MGM大阪及びMGM大阪ヴィラ)は45m²以上となります。よって、大阪IR全体としては上述の様なビジネス客の単身利用のほか、より広い客室を求める複数名での利用や、1週間を超える長期滞在、富裕層の滞在等にも対応できる柔軟性の高い客室構成となっています。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	2			
	『3つの宿泊施設がベンチマークとしたホテルの最低客室床面積(※1)』			
回答 (2/3)	本件	面積	ベンチマークとするホテル	面積
	MGM大阪ヴィラ	約400~490 m ²		
	MGM大阪	約45~60 m ²		
	MUSUBI ホテル	約30~45 m ²		
	※1 運営事業者の公開情報および大手旅行代理店ホームページ記載情報をもとに作成			

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	2
回答 (3/3)	<p>《要求基準1 抜粋》</p> <p>客室タイプごとの間取図のイメージ</p>  <p>※代表的な客室タイプのイメージ（現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。）</p>
再質問しない。	(宿泊施設の規模について、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものである根拠について確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	3
質問の内容	■■■■■という記載に 関し、シンジケーション組成の確実性も含めた融資の確実性の考え方について、具体的な説明を頂きたい。
回答	※令和4年8月12日を目途に回答させていただく予定です。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	4
質問の内容	<p>資金調達の確実性を確認するため、[REDACTED] [REDACTED]と理解してよいか、説明を頂きたい。</p>
回答	<ul style="list-style-type: none">令和4年7月8日付けIR推第1158号の質問番号13への回答に記載のとおり、本事業への出資を確約する出資・コミットメントレターを受領している少数株主20社はいずれも、出資金を拠出するために十分な現金及び預金、流動性資産等を有していることから、[REDACTED] [REDACTED]
再質問しない。	[REDACTED] [REDACTED]

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	5
質問の内容	<p>民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであるかを確認するため、民間事業者の公募による選定に先立ち、都道府県等に対して民間提案を行った特定の民間事業者や、都道府県等が実施した市場調査に応じた特定の民間事業者を優遇するような選定基準を設けるものでないことが分かる資料を頂きたい。</p>
回答 (1/2)	<ul style="list-style-type: none">民間事業者の公募及び選定に先立ち、平成29年度(2017年度)から実施したIR関連項目の検討においては、具体的なIR事業計画についての提案は受け付けていないものの、IR事業に関心を有する多様な民間事業者から、幅広い領域での提案受付や対話を実施しています。IRは新たな法制度下における国内初の事業であり、宿泊からエンターテイメント、MICE、カジノまで、事業領域が多岐に渡る極めて複雑な事業であり、かのような事業について自治体に必ずしも知見やノウハウがあるわけではないところ、上記プロセスは、必要な情報を収集する調査としての性格が強く、大阪府・市は、民間事業者から得られた情報・意見等も参考に、コンセプト募集における事業条件や提案を求める事業範囲等を整理してきました。この点、提案募集に際しては、予め検討項目と期間を定め、提案にあたっての留意事項を含めてホームページで公表した上で、幅広く提案を受け付け、また、提案事業者との対話においては、各事業者に共通の情報を提示し、事業者間での公平性が保たれるよう取り扱ってきたところです。また、特定の民間事業者だけが有利になることのないよう、市場性や実現可能性を踏まえて、コンセプト募集における事業条件等の整理を行っています。しかるに、コンセプト募集においては、一次提案では7者から、二次提案では3者からの応募があり、市場性・競争性は適切に確保されているところです。平成31年度(2019年度)に実施したコンセプト募集(二次提案)においては、大阪のIR事業への参画意欲があるものとして3者から提案書の提出がなされ、かかる3者との間で令和元年(2019年)11月まで対話等を実施し、大阪府・市は、かかる対話等の内容も踏まえて最終的な事業条件を決定しています。この点、コンセプト募集では、募集要項及び事業条件書において、事業条件や提案を求める事業範囲等の情報を予め示した上で提案を求めており、対話等においても、応募した3者に対して、共通のテーマ、具体項目、課題認識等を提示した上で、市場性の有無や実現可能性等について意見を徴するとともに、個別の対話により、例えば、大阪府・市が新たなニーズや条件等を認識した場合は、その都度、全応募者に共有するなど、応募者間での公平性が保たれるよう取り扱ってきたところです。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	5
回答 (2/2)	<ul style="list-style-type: none">また、応募者との対話等においては、事業収支上の影響が大きいと見込まれた大阪市が実施するインフラ整備に要する費用の事業者負担(202.5億円)、展示等施設の整備規模(10万m²以上)、宿泊施設の整備規模要件(3,000室以上)等について、事業参画上の支障にはならないことを確認したほか、事業スケジュール、土地契約条件、IR整備法第10条の認定更新制度に係る課題等について、応募者から情報収集や意見聴取を行っていますが、これらを踏まえた最終的な事業条件の内容は、特定の民間事業者が有利又は不利になることのないよう決定しています。しかるに、大阪府・市は、令和元年(2019年)11月まで全応募者との対話等を継続し、全応募者の事業参画が見込まれ得るとの認識のもと、同年12月に民間事業者の公募を開始しています。しかしながら、2者の応募者については、参加資格審査書類の提出期限としていた2020年2月に、大阪IRでの民間事業者の公募手続きには参加しない旨を発表し、他の自治体が実施した民間事業者の公募手続きに参加しており、結果として、大阪IRに応募があったのは、MGM・オリックスコンソーシアムの1者でした。この点、各民間事業者は、他都市のIR事業への参画活動や日本企業とのコンソーシアムの組成状況等を含め、総合的な投資戦略等の観点から、大阪IRの公募への参加有無を最終的に判断されたものと認識しており、結果として応募者は1者のみとなりましたが、大阪府・市として、公平性・公正性を確保した上で、民間事業者の公募及び選定を実施してきたものと考えています。
再質問しない。	(コンセプト募集への応募者との個別の対話によって新たなニーズや条件等を認識した場合に、その都度、全応募者に共有するなど、応募者間での公平性が保たれるよう配慮されており、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであることが確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	6
質問の内容	大阪府・市ホームページ等で明らかにしている、全ての意見に対する大阪府・市の考え方方が分かる資料を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">• 大阪府・市ホームページ等で明らかにしている、全ての意見(類似意見については適宜整理の上、掲載しています。また、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。)に対する大阪府・市の考え方方が分かる資料については、以下資料を参照ください。<ul style="list-style-type: none">➢ 別紙1「添付-要求6-17 公聴会(公述人の意見と大阪府・市の考え方)」➢ 別紙2「添付-要求6-19 パブリックコメント(寄せられたご意見と大阪府・市の考え方について)」➢ 別紙3「説明会等での質疑内容」
再質問しない。	(住民の意見への対応状況が確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
質問の内容	<p>【MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラムについて】</p> <p>質問回答、別紙1及び別紙2においてMGMの実績として記載されている措置の内容が、区域整備計画に記載されている措置の内容をカバーしていることが分かるよう、具体的な説明を頂きたい(併せて、参考資料について日本語訳したものを持ちたい。)。</p> <p>また、「MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきました。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されています。」と記述が見受けられるが、大阪IRにおいても、当局による定期的な実績評価及び当該評価結果を事業に反映するという理解でよいか、説明を頂きたい。</p> <p>【MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策について】</p> <p>質問回答においてMGMの実績として記載されている措置の内容が、区域整備計画に記載されている措置の内容をカバーしていることが分かるよう、例えば「AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシー」の内容など、具体的な説明を頂きたい(併せて、参考資料について日本語訳したものを持ちたい。)。</p>
回答 (1/15)	<p>【MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラムについて】</p> <ul style="list-style-type: none">令和4年7月8日付け質問番号35の回答・別紙1及び2の参考和訳については、以下を参照ください。 ※別紙1「MGM責任あるゲーミング概要(参考和訳)」 ※別紙2「MGM責任あるゲーミングサマリー(参考和訳)」IR事業者は、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」）第68条およびカジノ管理委員会規則第43条乃至第50条に規定されているカジノ行為に対する依存の防止のための法的要件をすべて遵守します。また、IR事業者により実施する主な施策は、区域整備計画要求基準15①1及び評価基準25④1に記載しているところですが、MGMリゾーツ・インターナショナル(MGM)が米国で導入している責任あるゲーミングの取り組みをベースとして参考しつつも、米国の法令及び規制当局のガイダンスとIR整備法及びカジノ管理委員会規則等が求める手続きとの差異、並びに大阪IRの特性等も踏まえ、日本の関係法令を遵守した適切な内容となるよう、今後、さらに詳細を検討していきます。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7				
回答 (2/15)	<ul style="list-style-type: none"> 質問番号35の回答・別紙1及び別紙2をご提出した目的は、MGMが既存の施設で行っている責任あるゲーミングの取り組みの一部(全部ではありません)の概要をご提示し、他の管轄区域においてMGMが責任あるゲーミング・プログラムを実施してきた実績をお示しすることにありました。 日本の依存防止に係る規制は他の管轄区域の規制とは異なる点もありますので、大阪IRで採用される具体的な措置は他の管轄区域におけるそれとは異なるものとなる可能性があります。 もっとも、別紙1及び別紙2に含まれる内容の一部は、日本で求められている施策の一部と関連した側面を持つと考えています。例えば、回答・別紙1には、利用制限に係る措置及び従業員教育についての内容が含まれていますが、これは概ねIR整備法第68条第1項第1号、同条同項第2号及び同条第2項第1号に関連するものと考えます。 他の管轄区域におけるMGMの取り組みが、大阪IRにおける取り組みとどのように整合するかを示すために、マサチューセッツ州、ネバダ州及び日本における依存防止に係る規制を比較した資料(別紙3「責任あるゲーミング規制枠組みの比較」参照)を新たに添付します。また、区域整備計画(具体的には、評価基準25④1.(1)乃至(3))に記載したIR事業者の実施する依存症対策と、質問番号35への回答及び別紙1及び別紙2に記載した取り組みを含め、MGMが米国において行っている責任あるゲーミングの取り組みの関連については、概ね以下のとおり整理できると考えています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域整備計画に記載した対策</th> <th>MGMの米国における取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課 a. 事前(発生抑制策) (a) 入場回数制限 • 最先端のICT技術(生体認証等)等の活用により、カジノ施設の厳格な入退場管理を実施する。マイナンバーカード利用者が入場する際は、公的個人認証サービスを活用した本人確認及び生体認証情報の読み取りにより、IR整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。 </td> <td> 米国では日本と同様の入退場管理や入場等回数制限措置は義務付けられておりませんが、MGMは、誰でも自らカジノ関連のサービスの利用を制限することができる自己制限制度を行っています。 (詳細は、別紙1の1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。) </td> </tr> </tbody> </table>	区域整備計画に記載した対策	MGMの米国における取組み	(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課 a. 事前(発生抑制策) (a) 入場回数制限 • 最先端のICT技術(生体認証等)等の活用により、カジノ施設の厳格な入退場管理を実施する。マイナンバーカード利用者が入場する際は、公的個人認証サービスを活用した本人確認及び生体認証情報の読み取りにより、IR整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。	米国では日本と同様の入退場管理や入場等回数制限措置は義務付けられておりませんが、MGMは、誰でも自らカジノ関連のサービスの利用を制限することができる自己制限制度を行っています。 (詳細は、別紙1の1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。)
区域整備計画に記載した対策	MGMの米国における取組み				
(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課 a. 事前(発生抑制策) (a) 入場回数制限 • 最先端のICT技術(生体認証等)等の活用により、カジノ施設の厳格な入退場管理を実施する。マイナンバーカード利用者が入場する際は、公的個人認証サービスを活用した本人確認及び生体認証情報の読み取りにより、IR整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。	米国では日本と同様の入退場管理や入場等回数制限措置は義務付けられておりませんが、MGMは、誰でも自らカジノ関連のサービスの利用を制限することができる自己制限制度を行っています。 (詳細は、別紙1の1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。)				

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
回答 (3/15)	<p>(b) 入場料等の賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。)より入場料等を徴収する。 ・ 再賦課及び再々賦課された入場料等についても同様とする。 <p>(2) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <p>(a) 普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル等依存症の発症予防のための正しい知識と基本的な情報の普及、啓発を図るため、青少年への教育、責任あるゲーミング、利用可能な依存防止プログラム、相談機関等に関するリーフレット等を事業者にて作成し、カジノ施設外のIR区域内に備え付ける。 ・ 大学生等の若年層に対する予防啓発を図るため、大学内の学生相談室等の機関と連携し、ギャンブル等依存症の予防教育を学内カリキュラムへ採用することを働きかける等を検討する。 ・ 責任あるゲーミングを促すために危険なプレイ等の知識習得を目的としたゲーミング教室を開催する。 <p>該当なし</p> <p>業界横断的な連携やパートナシップに加え、継続的に科学的調査や教育に貢献することを通じて、責任あるゲーミングや問題あるギャンブル行動の啓発を行っています。(詳細は、別紙1の1ページ「問題あるギャンブリングの認知度向上」をご参照ください。)</p> <p>また、カジノ施設内外並びにWebサイトやソーシャルメディアにおいて、GameSenseに関する啓発資料を提供したり、責任あるゲーミングに関する啓発メッセージを掲載したりしています。 (別紙1の2ページ「GameSense」もご参照ください。)</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (4/15)	<p>(b) 相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外のIR施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置するとともに、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法の案内や、プレイヤー(顧客)に対する簡易なカウンセリングを行う。合わせて、年齢を問わず匿名でも対応可能な電話、メール、SNS等での相談体制の構築についても検討を行う。	MGMの米国における施設全体において、ホットライン(24時間アクセス可能で、カウンセリングを行います)に関する案内などが掲示されています。また、24時間相談対応ができるデスクを設置し、GameSenseのトレーニングを受講した従業員のほか、カジノ事業部やセキュリティ部門の責任者が対応しています。
	<p>(c) 治療及び回復支援につなげる取組み</p> <ul style="list-style-type: none">IR事業者において民間支援団体との間で連携体制をとることに努める。ギャンブル等依存症の相談者を大阪アディクションセンター(OAC)に加盟する機関・団体等につなげて円滑かつ確実な相談対応ができるよう、これらの関係機関と良好な連携体制の構築に努める。	MGMは、ネバダ州のギャンブル依存症に関するNPOであるNevada Council on Problem Gamblingの創設メンバーです。 また、連邦レベルの組織であるNational Council on Problem Gamblingにしており、同組織の活動を支援しております。(詳細は、別紙1の1ページ「問題あるギャンブリングの認知度向上」をご参照ください。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (5/15)	<p>(d) その他事業者独自の対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努める。最先端のICT技術については、現在の研究や今後の技術革新の状況を踏まえて導入を検討する。・ 本人申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能にするプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入する。・ MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム(健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム)を、日本の文化や習慣等に合わせて適宜改編し、導入する。・ ゲーミング教室等を通じて、プレイ時の注意点、初心者向けのゲームの基礎知識、特性、リスクの知識等の習得を促し、安全なプレイを推進する。・ 多様な分野で活躍する専門家を委員として創設したギャンブル等依存症対策委員会から、IR開業後もIR事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受ける。・ アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わない等、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。・ 大阪におけるギャンブル等依存症に係る専門人材の育成への協力のため、地方自治体の依存症対策担当者や研究者等を対象とした、カジノ施設でのインターンシップを実施する。・ 依存症対策に関する従業員トレーニングを実施する。・ 大阪IRにおいて、責任あるゲーミング・プログラムの実践方法や方針の改善を目的とした国際会議の開催をめざす。	<p>MGMは米国の施設において責任あるゲーミングの啓発のためのプログラムであるGameSenseを導入しています。GameSenseは、健全なゲーミング行動を顧客に促すため、ゲーミングの基本となる情報に関する啓発等を行い、プレイ時の注意点やゲームの基礎知識、特性、リスクの知識について顧客に身に着けて頂くことを目的としたプログラムです。</p> <p>顧客の健全なギャンブル行動を推進するためMGMの米国のカジノ施設に就業する従業員はGameSenseの研修を受けています。顧客による問題あるギャンブル行動を視認した場合等、適切に健全なギャンブル行動をお客様に推奨できるようトレーニングされています。</p> <p>(別紙1の1ページ「従業員教育」、2ページ「GameSense」もご参照ください。)</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (6/15)	<p>b. 事後(発生後対処策)</p> <p>(a) 依存防止規程に基づく利用制限措置</p> <ul style="list-style-type: none">・入場者及び家族の申出等による利用制限措置として、排除プログラム制度(①本人申告又は家族申告によりカジノ施設内への入場を禁止するプログラム、②本人申告又は家族申告によりカジノ施設への入場回数を制限するプログラム)を構築の上、適切に講じる。 <p>(b) 治療及び回復支援につなげる取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・ギャンブル等依存症の相談・治療・回復支援にかかる相談機関・医療機関等・民間支援団体等についての情報提供に関して、IR区域内にこれらの情報が掲載されたリーフレット等を備え付け、ギャンブル等依存症の本人や家族等への周知を図る。・治療や専門的な対応については、OATISやOAC(「2. 大阪府・市が実施する依存症対策」において詳述する。)の相談機関等につなげる。	<p>米国では本人申告に基づく自己制限(self-limit)のプログラムを提供しています。自己制限をされた顧客には、IRのノンゲーミング施設を楽しんで頂けるほか、現金でのカジノのプレイを許可しています。マーカー等の与信に関連したプレイや、ロイヤルティポイントの獲得等はできません。</p> <p>(詳細は、別紙1の1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。)</p> <p>リーフレットや電子広告、スロットの画面(QRコードなど)のほか、屋外のビルボード等でもGameSenseを通じて責任あるゲーミングについて周知を図っています。</p> <p>また、連邦レベルの組織であるNational Council on Problem Gamblingの24時間対応のヘルplineの案内・誘導を実施しています。</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (7/15)	<p>(3) 日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制 特定資金貸付業務に伴う更なるのめり込み、債務の累増を未然に防ぐために必要な規制や、広告及び勧誘によるカジノ行為への過度な誘引防止のための規制を適切に行う。</p> <p>a. 事前(発生抑制策)</p> <p>(a) 貸付業務の規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定資金貸付業務に関する規制を遵守し、本邦内に住居を有しない外国人及び1,000万円以上をIR事業者が管理する口座に預け入れている者を除き、貸付業務は行わない。・ 貸付に当たっては、法令に従って、顧客の返済能力等に関する調査を実施し、顧客ごとに貸付限度額を定めるとともに、利用制限措置の対象者に対する貸付を禁止する。	<p>本人申告に基づく自己制限(self-limit)をされた顧客に対しては、マーカー等の与信を伴うプレイは認めません。 (詳細は、別紙1の1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。)</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (8/15)	<p>(b) 広告及び勧誘の規制</p> <ul style="list-style-type: none">・ カジノ事業に関する広告を行う際は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を表示・説明するとともに、IR区域外(政令で定める施設を除く。)では、カジノ事業に関する広告物を表示しない。・ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害することのないよう配慮した表示又は広告を実施する。 <p>広告・勧誘規制遵守のために、従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 顧客情報を用いて勧誘又はコンプリメンタリーの提供を行う場合は、利用制限措置対象者に対して行わないよう、適切な情報管理と対策を講じる。	<p>米国には、日本のようなカジノ事業に関する広告及び勧誘の規制はありません。</p> <p>もっとも、MGMの自己制限プログラムに基づき自己制限をされた顧客対しては、DM(ダイレクトメール)、テレマーケティング、プロモーションメールの送付はしておりません。また、ロイヤルティポイントの付与とスタバに応じたリワード(コンプ等の特典)の付与も制限しています。(詳細は、回答・別紙1、1ページ「MGMリゾーツでの自己制限」をご参照ください。)</p> <p>会社の行動規範「Code of Conduct」に責任あるゲーミングを位置づけており、全従業員に健全なゲーミングの推進を義務付けております。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ご質問いただきました当局による実績評価の結果の事業への反映につきましては、大阪IRにおいては、日本の規制当局が行う定期的な実績評価の結果を事業に反映する所存です。なお、上述のとおり、各管轄区域の依存防止に関する規制の内容には一定相違があるほか、各カジノの特性や各国の文化・習慣等も踏まえた施策を取る必要があることから、日本以外の管轄区域におけるMGM施設に係る当局の実績評価の結果が当然に反映されるものではありません。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7				
回答 (9/15)	<p>【MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> IR事業者としては、大阪IRにおいては、犯罪収益移転防止法(以下「犯収法」という。)、IR整備法及びカジノ管理委員会規則等を遵守し、マネー・ローンダリング対策を実施します。実施にあたっては、MGMリゾーツ・インターナショナル(MGM)が米国で導入しているマネー・ローンダリング対策をベースとして参照しつつも、米国の法令及び規制当局のガイダンスとIR整備法、犯収法及びカジノ管理委員会規則等が求める手続きとの差異、並びに大阪IRの特性等も踏まえ、日本の関係法令を遵守した適切な内容となるよう、今後、さらに詳細を検討していきます。 質問番号35の回答に記載したMGMが米国において行っている取組みと、区域整備計画(具体的には、評価基準25⑥1.(1) b)に記載したマネー・ローンダリング対策とは、必ずしも一対一の対応関係にはありませんが、大まかな関係性を整理すると、以下のとおりと考えています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域整備計画に記載した対策</th><th>質問番号35への回答に記載したMGMの米国における取組み</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 事前(発生抑制策) <ul style="list-style-type: none"> MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成等のIR整備法において義務付けられた措置を行う。 </td><td> <p>MGMは、カジノにおけるサービス、顧客及びオペレーションの特性を踏まえた、全社的かつ詳細なAMLプログラムのリスクアセスメントを行っています。このために委員会を設置しており、同委員会は、運営、会計、監視、法務、コンプライアンスの上級管理職で構成されています。また、リスクアセスメントを踏まえ、AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシーを策定し、定期的な検討及び見直しを実施しています。</p> <p>コンプライアンス部門は、現金取引の監視・報告(Cash Transaction Report、CTR)(中略)及び違法行為や異常な取引などの疑わしい取引の監視・報告(Suspicious Activity Report、SAR)の遵守状況等を確認するために定期的に監査を実施しています。内部監査部門によるAMLポリシーの遵守及び有効性に関する定期的な(少なくとも年一回の)リスクベースの監査を行っています。【詳細は後述①、⑦。なお、上述のCash Transaction Reportについては、正式名称はCurrency Transaction Reportとなります。】</p> </td></tr> </tbody> </table>	区域整備計画に記載した対策	質問番号35への回答に記載したMGMの米国における取組み	(a) 事前(発生抑制策) <ul style="list-style-type: none"> MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成等のIR整備法において義務付けられた措置を行う。 	<p>MGMは、カジノにおけるサービス、顧客及びオペレーションの特性を踏まえた、全社的かつ詳細なAMLプログラムのリスクアセスメントを行っています。このために委員会を設置しており、同委員会は、運営、会計、監視、法務、コンプライアンスの上級管理職で構成されています。また、リスクアセスメントを踏まえ、AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシーを策定し、定期的な検討及び見直しを実施しています。</p> <p>コンプライアンス部門は、現金取引の監視・報告(Cash Transaction Report、CTR)(中略)及び違法行為や異常な取引などの疑わしい取引の監視・報告(Suspicious Activity Report、SAR)の遵守状況等を確認するために定期的に監査を実施しています。内部監査部門によるAMLポリシーの遵守及び有効性に関する定期的な(少なくとも年一回の)リスクベースの監査を行っています。【詳細は後述①、⑦。なお、上述のCash Transaction Reportについては、正式名称はCurrency Transaction Reportとなります。】</p>
区域整備計画に記載した対策	質問番号35への回答に記載したMGMの米国における取組み				
(a) 事前(発生抑制策) <ul style="list-style-type: none"> MGMが導入しているマネー・ローンダリング対策をベースに、IR関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成等のIR整備法において義務付けられた措置を行う。 	<p>MGMは、カジノにおけるサービス、顧客及びオペレーションの特性を踏まえた、全社的かつ詳細なAMLプログラムのリスクアセスメントを行っています。このために委員会を設置しており、同委員会は、運営、会計、監視、法務、コンプライアンスの上級管理職で構成されています。また、リスクアセスメントを踏まえ、AML規制及びベストプラクティスに準拠したAMLポリシーを策定し、定期的な検討及び見直しを実施しています。</p> <p>コンプライアンス部門は、現金取引の監視・報告(Cash Transaction Report、CTR)(中略)及び違法行為や異常な取引などの疑わしい取引の監視・報告(Suspicious Activity Report、SAR)の遵守状況等を確認するために定期的に監査を実施しています。内部監査部門によるAMLポリシーの遵守及び有効性に関する定期的な(少なくとも年一回の)リスクベースの監査を行っています。【詳細は後述①、⑦。なお、上述のCash Transaction Reportについては、正式名称はCurrency Transaction Reportとなります。】</p>				

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7	
回答 (10/15)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するため、顧客にこれらの行為を行わない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設における巡回及び監視を行う。 顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存等の犯収法において義務付けられた措置を行う。 	<p>該当なし(米国においては、顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出し禁止は定められておりません。但し、一定金額を超える顧客間のチップの譲渡やチップの持ち出し・不使用については、疑わしい取引として監視・報告の対象となります。)</p> <p>AML規制に準拠した顧客の本人確認(KYC)に始まり、カジノフロアでの一定の額以上のCTR(中略)を徹底しています。 さらに、AML規制に準拠した顧客取引に関する記録の適時・適切な保存と当局への確実な報告を実施しています。 【詳細は後述②、③、④。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> マネー・ローンダリング対策に関する法令について、専門家を活用した研修を実施し、従業員の知識・対応力の向上を図る。 	<p>顧客との取引を扱う全てのカジノ従業員等に対し、採用時と(少なくとも)年次のAML研修を実施しています。研修の内容には、疑わしい取引の注意すべき傾向やその報告方法、マネー・ローンダリング及びテロリストに対する資金供与の防止の重要性等が含まれます。 【詳細は後述⑥】</p>
	<p>(b) 事後(発生後対処策)</p> <ul style="list-style-type: none"> IR関係法令等に基づき、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等について、カジノ管理委員会への届出を行う。 	<p>疑わしい可能性のある取引を発見し、調査し、追跡するための手順を導入しています。 カジノフロアでの一定の額以上のCTR及びSARを徹底しています。 【詳細は後述③、⑤】</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
回答 (12/15)	<p>② 本人確認(KYC)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED] <p>③ 現金取引の監視・報告</p> <ul style="list-style-type: none">➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]➤ [REDACTED]

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
回答 (13/15)	<p>④ BSA記録保存義務</p> <p>➤ [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>➤ [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>⑤ 疑わしい取引の報告(SAR)</p> <p>➤ [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>➤ [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	7
再質問しない。	(IR事業者が行う依存症対策及びマネー・ローンダリング対策について、概ねMGMの実績により根拠が裏付けられているとともに、日本の関係法令を遵守した適切な内容となるよう、今後、さらに詳細を検討していく旨の記載があり、現時点においてはIR事業者が行う措置について、適切に実施できる能力や体制等を有していることが確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
質問の内容	<p>1. から4.までの①費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠のそれぞれにおいて記載されているMGMの実績又はMGMの施設での数字について、それを根拠として使用する妥当性がわかるよう、その内容について具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、「カジノ施設及びIR区域内の監視及び警備」について、「大阪IRにおける警備・監視費用は約49億円を想定しており、主に人件費で構成されます。」との記載があるが、「警備システム」、「防犯カメラシステム」、「顔認証システム」、「画像解析システム」等の維持管理・運用費用についてはどのように見込んでいるのか、その考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>
回答	<p>1. 依存症対策(責任あるゲーミング) <依存症対策に係る人件費></p> <ul style="list-style-type: none"> MGMがマカオで運営する施設のカジノフロアの規模の合計が大阪IRのカジノフロアの規模と比較的類似していることを踏まえ、MGMがマカオで運営するIR施設において配置している、責任あるゲーミングに係る担当者とほぼ同数を大阪IRにおいても見込んでいます(■程度、FTEベース)。加えて、日本における責任あるゲーミングの取組みを踏まえ、責任あるゲーミング・プログラムの顧客対応を行うカジノフロアのカウンセラー等を■(FTEベース)想定しました。合計■(FTEベース)は、シフト勤務のスタッフを一定の割合で見込んでおり、HCベースでは■となります。【約2億円】 <p><従業員の教育・研修、利用制限措置、普及啓発等の依存症対策にかかる費用></p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員向けの責任あるゲーミング・プログラムの研修にかかる費用については、MGMの米国における従業員一人あたりの研修にかかる時間単価をベースに、大阪IRの想定従業員数のうち、全従業員対象の研修も含む各研修の対象と想定する従業員数を乗じて推計しました。 加えて、責任あるゲーミングや排除プログラム等の普及啓発に関して、ウェブサイトの立上げ・運用、リーフレットの作成等にかかる費用を米国での実績に基づいて試算したほか、関連相談機関との連携や調査研究の推進等のための費用については、米国の責任あるゲーミングのアドバイザー機関からのインプットを踏まえ、調査研究のためのデータ収集・検証に係る費用等を基に推計した金額等を計上しています。【上記と合わせて約3億円】 利用制限措置(排除プログラム)、プレイヤーマネジメントツール等のソフトウェアに係る費用や運用・保守に係る費用は、MGMが米国 の施設で導入しているそれらの取組みに係る費用実績をベースに推計しています。これらはソフトウェアに係る費用のため、施設規模の違いによって左右されづらいものと考えています。【約4億円】

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
回答	<p>2. 警備及び監視</p> <ul style="list-style-type: none">MGMがマカオで運営するIR施設における警備及び監視にかかる人員数をベンチマークとし、大阪IRとのカジノ施設の面積、機器の台数やポジション数等の比較に基づいて総合的に設定した係数を乗じることによって、大阪IRの人員数(■、HCベース)を推定しています。【約49億円】 <p>3. 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none">質問番号36的回答に記載のとおり、海外ではこれらについて独自の費用計上は行っていませんが、犯罪の発生対策にかかる費用については、MGMが米国で運営するIR施設の中で最も大きく、規模が大阪IRに最も近い施設(ARIA)における実績を踏まえ、セキュリティにかかる人件費のうち、当該犯罪の発生対策に割り振られる時間等に基づく料率(マージン)を推定し、大阪IRにおけるセキュリティにかかる人件費に乗じて推計したものです。【約1.6億円】 <p>4. 国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項</p> <ul style="list-style-type: none">質問番号36的回答に記載のとおり、「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」を含めた様々な施策及び協力に対応するために、関係各所間の橋渡しを担い、コーディネートなどを行う人員の人件費(約1.5億円)を想定して設定しています。これはMGMの施設における一人当たりの人件費と当該業務に携わる人員数や作業数等を確認し、大阪IRでも十分であろう金額を設定しました。 <p>カジノ施設及びIR区域内の監視及び警備に係るシステムの維持管理・運用費用について</p> <ul style="list-style-type: none">警備及び監視に係るシステムの保守・運用は、一般に社内人員により実施されているため、MGMの運営する施設においては、人件費に計上されています。一方、システム(設備を含む)更新に係る費用は資本的支出に含まれており、固定資産に計上されています。これらシステム保守運用及び資本的支出の金額は、既存MGMの維持管理・運用費用を踏まえて総合的に計算されており、当然お問い合わせいただいたシステム等の費用も含まれていますが、個別項目を積み上げで計算されたものではありません。大阪IRの事業計画においても、同様の考え方としています。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	8
再質問しない。	(IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認でき、必要となる費用の見込みに対応して十分な予算措置を見込んだものとなっていることが確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	9
質問の内容	<p>区域整備計画に記載の「②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力」における記載と添付書類の「予定貸借対照表」、「予定損益計算書」、「予定キャッシュフロー計算書」及び「これらの根拠を記載した書類」上での数字の整合性について、構成する3つの項目ごとの具体的な額を示しつつ、説明を頂きたい。</p>
回答 (1/4)	<ul style="list-style-type: none">「②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力」を構成する3つの項目は、以下の通りです。<ol style="list-style-type: none">1. IR施設において提供されるコンテンツの更新・追加等2. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置3. カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力それぞれの金額及び添付書類の「予定貸借対照表」「予定損益計算書」「予定キャッシュフロー計算書」及び「これらの根拠を記載した書類」上での数字の整合性は、以下のようになっています(いずれも2032/3月期の数字)。なお、金額は、評価基準24のP159 - P161に記載されている金額を記しています。 <p><u>1. IR施設において提供するコンテンツの更新・追加等</u></p> <p>(1) MICE施設(国際会議場施設及び展示等施設)【費用の見込み:約4億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none">• 「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。• 「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含 まれています。 <p>(2) 魅力増進施設【費用の見込み:約4億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none">• 「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。• 「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	9
回答 (2/4)	<p>(3) 送客施設【費用の見込み:約4億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。 ・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(4) 宿泊施設【費用の見込み:約0.2億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。 ・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(5) 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み:約0.4億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。 ・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(6) カジノ施設【費用の見込み:約5億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。 ・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(7) その他【費用の見込み:約27億円／年、各施設共有分を含む。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。 ・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 以下の2つの項目に分かれて計上されています。 [REDACTED]に含まれています。 [REDACTED]に含まれています。

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	9
回答 (4/4)	<p>3. カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力</p> <p>(1) イベントの協賛【費用の見込み:約10億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力【費用の見込み:約2億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]に含まれています。 <p>(3) 災害等緊急時のサポート【費用の見込み:約3億円／年】</p> <ul style="list-style-type: none">・「<u>予定損益計算書</u>」 [REDACTED]に含まれています。・「<u>予定損益計算書の根拠を示した書類</u>」 [REDACTED]です。
再質問しない。	(区域整備計画に記載の「②カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力」における記載と添付書類の「予定貸借対照表」、「予定損益計算書」、「予定キャッシュフロー計算書」及び「これらの根拠を記載した書類」上での数字の整合性について確認できた。)

第3回質問回答に対する再質問(案)(大阪府)

番号	10
質問の内容	「大阪IRの区域整備計画との関係については、認定時期に応じて適切に対応」との記述があるが、仮に区域整備計画が認定された場合には、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画にカジノ事業についても記載することを含め検討するという理解でよいか、説明を頂きたい。
回答	<ul style="list-style-type: none">カジノ行為に対する依存防止については、基本方針に示されるとおり、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組みとして実施していく必要があると考えており、区域整備計画の認定を踏まえて位置づけを行います。なお、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画への記載のタイミングについては、区域認定の時期に応じて適切に対応します。
再質問しない。	(仮に区域整備計画が認定された場合には、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画にカジノ事業についても位置付けることが確認できた。)

要求基準 確認結果(大阪府)

	要求基準	確認結果
1	1～5号施設に関する政令要件への適合	要確認
2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	要確認
3	IR区域の一体的な管理	確認できた。
4	IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性	要確認
5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	確認できた。
6	地域における合意形成の手続	確認できた。
7	IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	確認できた。
8	IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除	確認できた。
9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	確認できた。
10	IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性	要確認
11	一体的かつ継続的なIR事業の実施	確認できた。
12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	該当なし
13	IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること	確認できた。
14	設置運営事業者によるIR施設の所有	確認できた。
15	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等	確認できた。
16	カジノ事業の収益の活用	確認できた。
17	認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途	確認できた。
18	IR区域の整備による経済的社会的効果	確認できた。
19	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置	確認できた。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設、(5)宿泊施設が全て設置・運営されることを確認。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画の要求基準1及び添付資料、評価基準1の解説資料から、カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、(1)国際会議場施設、(2)展示等施設、(3)魅力増進施設、(4)送客施設、(5)宿泊施設が全て設置・運営されることを確認した。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容		確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p>＜1号施設・2号施設＞</p> <p>○国際会議場施設・展示等施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none">・IR整備法施行令第1条及び第2条において、IRにおける国際会議場及び展示等施設の規模要件が定められており、以下Case1～3のいずれかを満たさなければならないとされている。		<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画の内容から、国際会議場施設・展示等施設について、政令要件を満たしていることを確認した(左記のCase3)。</p>

Case	国際会議場施設		展示等施設
	最大収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積
1	概ね1千人以上～3千人未満		概ね12万m ² 以上
2	概ね3千人以上～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上
3	概ね6千人以上		概ね2万m ² 以上

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むＩＲ施設の開業以降全ての時点において、ＩＲ整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 ＜1号施設・2号施設＞ <input checked="" type="radio"/>国際会議場施設・展示等施設 (留意点)<ul style="list-style-type: none">・国際会議場施設の収容人数について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。・展示等施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。	申請者に要確認。	<p>【再質問】</p> <p>「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。</p>

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p><3号施設></p> <p>○魅力増進施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none">・IR整備法施行令第3条において、IRにおける魅力増進施設の要件が定められており、以下について満たさなければならないとされている。・我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none">・提供コンテンツの内容が、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うものとなっており、我が国の観光の魅力の増進に無関係なものとなっていないか。	左記の内容につき確認できだ。	○区域整備計画の内容から、魅力増進施設について、政令要件を満たしていることを確認した。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むI R施設の開業以降全ての時点において、I R整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 ＜3号施設＞ ○魅力増進施設 (留意点) ・魅力増進施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。	申請者に要確認。	<p>【再質問】(再掲)</p> <p>「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。</p>

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p><4号施設></p> <p>○送客施設</p> <p>(政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none">・IR整備法施行令第4条において、IR施設における送客施設の要件が定められており、以下を満たさなければならぬとされている。<ul style="list-style-type: none">(1) 利用者の需要を満たすことができる適當な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適當な規模の待合いの用に供する設備を有すること。(2) (略) <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none">・上記(1)の規模について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適當なものでないか。	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○区域整備計画及び質問回答の内容から、送客施設に係る政令要件のうち(1)を確認した。</p>

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p><4号施設></p> <p>○送客施設 (政令要件)</p> <p>・IR整備法施行令第4条において、IR施設における送客施設の要件が定められており、以下を満たさなければならぬとされている。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができる。</p> <p>イ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的効果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務</p> <p>ロ 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項(ニにおいて「観光資源等」という。)に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務</p> <p>ハ 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務</p> <p>ニ 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務</p> <p>(留意点)</p> <p>・機能について、区域整備計画に記載された内容が政令要件を全て満たしているか。</p>	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画の内容から、送客施設に係る政令要件のうち(2)を確認した。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p><4号施設></p> <p>○送客施設</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none">・送客施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。	申請者に要確認。	<p>【再質問】(再掲)</p> <p>「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。</p>

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p><5号施設></p> <p>○宿泊施設 (政令要件)</p> <ul style="list-style-type: none">・IR整備法施行令第5条において、IRにおける宿泊施設の要件が定められており、以下(1)及び(2)を満たさなければならないとされている。<ul style="list-style-type: none">(1) 全ての客室の床面積の合計が概ね10万m²以上であること(2) (略)	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画の内容から、宿泊施設に係る政令要件のうち(1)を確認した。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むIR施設の開業以降全ての時点において、IR整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 ＜5号施設＞ ○宿泊施設 (政令要件) ・IR整備法施行令第5条において、IRにおける宿泊施設の要件が定められており、以下(1)及び(2)を満たさなければならぬとされている。 (1) (略) (2) 次の事項について、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること<ul style="list-style-type: none">イ 客室のうち最小のものの床面積（スイートルーム以外の最小面積）ロ 独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室のうち最小のものの床面積（スイートルームの最小面積） ハ 客室の総数に占めるスイートルームの割合	左記の内容につき確認できた。	○質問回答の内容から宿泊施設に係る政令要件のうち(2)について確認した。

要求基準1 確認結果(大阪府)

【要求基準1】1～5号施設に関する政令要件への適合

カジノ施設を含むI R施設の開業以降全ての時点において、I R整備法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる施設が全て設置され、及び運営されるとともに、そのそれぞれが、特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・特定複合観光施設区域整備法施行令第1条から第5条までに規定する基準又は要件を満たしていかなければならない。 <p>＜5号施設＞</p> <p>○宿泊施設</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none">・宿泊施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。	申請者に要確認。	<p>【再質問】(再掲)</p> <p>「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。</p>

要求基準2 確認結果(大阪府)

【要求基準2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計

カジノ施設の数が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、IR整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">以下の留意点を踏まえつつ、カジノ施設の数が1を超えず、ゲーミング区域の床面積の合計がIR施設の床面積の合計の3%以内であるか確認する。	申請者に要確認。	<p>【再質問】(再掲) 「共通バックヤードと2号施設(国際会議場施設)のバックヤードの住み分けについて、改めて図面を精査した結果、一部表記が正確でない部分がありました」との記載があるが、他の施設についても表記が正確でない部分がないか、説明を頂きたい。</p>
(留意点) <ul style="list-style-type: none">床面積の合計については、その他国内外の観光客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設や立体駐車場等の附帯施設を含めて算出するところ、これらの施設の施設構成について、平面図等の図面を確認した上で、類似施設を参考にしつつ、不適当なものでないか。	申請者に要確認。	<p>【再質問】 現時点で想定している駐車場整備台数()を踏まえ、駐車場整備面積の考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>

要求基準3 確認結果(大阪府)

【要求基準3】IR区域の一体的な管理

IR区域がIR施設を設置する一団の土地の区域としてIR事業者により一体的に管理されるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・施設の配置図等を踏まえ、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.16)において、IR区域が、一のIR施設を設置する一団の土地の区域として、IR施設の敷地と同一の単一の区画となっているか確認した。
・また、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.16)において、IR区域をIR事業者が一体的に管理することとなっているか確認した。

要求基準4 確認結果(大阪府)

【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・IR区域の土地の使用について、添付書類(設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等をすることが可能であることを証する書類)を踏まえ、その権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが添付書類の内容から明らかであるか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.17)及び添付書類「IR区域の土地権原について(概説)、丈量図、全部事項証明書(土地)、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 基本協定書」より、IR区域の土地の使用について、その権原をIR事業者が取得する見込みであることを確認した。

要求基準4 確認結果(大阪府)

【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・IR施設を確実に設置するために必要となる資金調達について、添付書類(資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料(コミットメントレター等))を踏まえ、……確認する。	(回答待ち)	(回答待ち) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] を進めていくことについて確認できた点も踏まえれば、現段階において得られる十分な説明を得たことから、再質問しないこととする。 (前回委員会での御指摘を踏まえ、事務局説明を修正。)

要求基準4 確認結果(大阪府)

【要求基準4】IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・その他、IR施設を確実に設置できる根拠についての確認	申請者に要確認。	<p>【再質問】</p> <p>質問回答を見る限り、土壤汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去について、一定程度合理的な方法により工法や費用が検討されており、かつ、これらの検討については、生じうる事象の専門業者による検証がなされており、およそ現時点で想定できる費用の要素については最大限の洗い出しができた上での積算がなされていると見受けられる。加えて、この点については、今後更に専門家会議による詳細な確認を行うという複層的な検証や、費用の増加抑制を含めた適正な工程管理を行う仕組み・枠組みが構築されていると見受けられるが、現時点において更なる費用負担の必要が具体的に見込まれているわけではなく、IR施設の設置に影響がないよう対策が確実に行われることが見込まれると理解してよいか、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>【再質問】</p> <p>質問回答に記載の2つの対策の具体的な内容について、その工法が類例に照らして一般的であるものと言えるか、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、「一定程度、合理的と見込まれる対策費用を想定しているところではあるものの、現在、ボーリング調査、沈下計測及びこれら調査結果の分析を含めた詳細検討を進めているところであり、当該検討結果を踏まえて、今後、詳細な対策内容の建物設計への反映及びこれに基づく対策費用を最終確定していく」という記載が見受けられるが、対策費用が増加した場合も含め最終確定したときに、IR事業の実施が継続できるよう必要な対策が行われるという理解でよいか、説明を頂きたい。</p>

要求基準5 確認結果(大阪府)

【要求基準5】公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定

都道府県等が定める接触ルールが策定されているなどにより、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・接触ルールの策定、実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)、民間事業者の公募及び選定に関し、添付書類を確認し、基本方針第4の1～3に掲げる事項を踏まえており、有識者による選定委員会の設置等により公平中立な審査の結果選定されたことが公表されているか確認する(設置運営事業を行おうとする民間事業者の選定過程等について疑義が生じた場合には、ヒアリング等を実施。)。</p> <p>(基本方針の関連記述概略)</p> <p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1 公正性及び透明性の確保</p> <p>・都道府県等は面談は複数の職員で行い内容等について上司に報告すること、ルールの対象は担当職員から最高責任者までとすること等を規定したIR事業者等との接触ルールを策定することにより、公募及び選定に係る公正性及び透明性を確保することが求められる。</p> <p>2 実施方針</p> <p>・都道府県等はIR整備法に掲げる記載事項について<u>基本方針に規定する留意点を踏まえ、実施方針を策定</u>することが求められる。</p> <p>3 公募及び選定</p> <p>・<u>民間事業者の公募及び選定</u>については、選定の公正性及び透明性を確保するために、<u>公募により民間事業者を選定することとしているIR整備法の趣旨を没却することのないように留意</u>する。</p> <p>・選定基準・手続について、<u>基本方針に規定する留意点を踏まえること</u>が求められる。</p>	左記の内容につき確認できた。	<ul style="list-style-type: none">○接触ルールの策定<ul style="list-style-type: none">・添付書類において、「IR推進局における事業者対応等指針」を策定していることを確認した。○実施方針の策定(民間提案の検討を含む。)<ul style="list-style-type: none">・添付書類において、「実施方針」を策定していることを確認した。○民間事業者の公募及び選定<ul style="list-style-type: none">・質問回答の内容から、民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであることを確認した。

要求基準6 確認結果(大阪府)

【要求基準6】地域における合意形成の手続

区域整備計画の作成及び認定の申請に当たって、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置、都道府県等の議会の議決及び立地市町村の同意、立地市町村が地方自治法第96条第2項の規定に基づきこの同意を議会の議決事項とした場合には議会における議決など、地域における合意形成の手續が適切に行われたものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・法第九条第五項から第九項までの手続について、添付書類を確認し、下記の確認事項を全て満たしており、地域の合意形成の手續が適切に行われたものであることを確認する。(必要に応じヒアリング等を実施)<ul style="list-style-type: none">➤ 法第九条第五項の協議:協議がなされているかを確認➤ 法第九条第六項の同意:同意が取れているかを確認➤ 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置:当該措置の内容(住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況含む)を確認する。➤ 法第九条第八項の議会議決:議会議決を得ているかを確認➤ 法第九条第九項の同意:同意が取れているかを確認。なお、当該同意を立地市町村の議会議決事項とした場合には、同意に当たって議会の議決を得ているかも確認	左記の内容につき確認できた。	<ul style="list-style-type: none">○法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置<ul style="list-style-type: none">・区域整備計画及び質問回答において、公聴会の開催及びパブコメの実施(住民の意見を踏まえた区域整備計画への反映状況含む)を確認した。○法第九条第八項の議会議決<ul style="list-style-type: none">・添付書類及び質問回答において、議会議決を得ていることを確認した。○法第九条第九項の同意<ul style="list-style-type: none">・添付書類及び質問回答において、同意が取れていること及び同意に当たって議会議決を得ていることを確認した。

要求基準7 確認結果(大阪府)

【要求基準7】IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組が適切かつ十分なものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・コンプライアンスの確保に関して、会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)に求められる体制を整備し定期的にコンプライアンスの実施状況評価を行うなど、適切かつ十分であることが具体的に説明されており、定款及び登記事項証明書からも当該事項の確認が取れた上で、誓約書が提出されているか確認する(必要に応じてヒアリング等により実施内容を確認するとともに、誓約書により法令遵守を確保する旨確認する。)。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○添付書類である大阪IR株式会社の「登記事項証明書」記載の資本金から、同社は現時点では会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社)には該当しないものの、要求基準4にもあるとおり、今後、負債総額が200億円を超え、大会社に該当する可能性があるところ。</p> <p>この点、区域整備計画(p.22-23)において、会社法上の大会社に求められる体制を整備し、定期的なコンプライアンスの実施状況評価を行うことが概ね確認できたこと、添付書類である大阪IR株式会社の「定款」において、定款に定めのない事項についてはすべて会社法その他の法令に従う旨記載があることから、今後、大会社に該当した場合に求められる水準のコンプライアンス体制が確保されることを確認した。</p> <p>○添付書類である大阪IR株式会社の「誓約書」において、IR整備法その他の法令を遵守し、区域整備計画を信義に従って誠実に実施すること、その他コンプライアンスの確保のための取組の実施及び当該取組の実施のために必要な体制の構築に万全を期することを誓約する旨確認した。</p>

要求基準8 確認結果(大阪府)

【要求基準8】IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

①IR事業者の役員及び株主又は出資者について、(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、(ii)暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、(iii)暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、また、②IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・関係する書類が全て添付された上で、事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、確認する。 (関係する添付書類等)</p> <p>(1)IR事業者の役員、IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者及びその役員に関する次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none">(i)カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書(ii)暴力団員等に該当しないことを確認するため都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面(iii)暴力団員等に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書 <p>(2)IR事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面</p> <p>(3)その他以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none">・IR事業者の組織図、役員の履歴書・IR事業者の主要株主等基準値以上の数の株主・出資者の定款、登記事項証明書、住民票の抄本等・IR事業者の設立時の株主・出資者及びその役員の氏名・住所・出資割合・金額等を記載した書面	左記の内容につき確認できた。	○事務局(観光庁)から警察庁に対し、「都道府県警察が暴力団員等が含まれないことについて確認し、区域整備計画について都道府県公安委員会が適切なものとして同意したか」について照会し、適切に対応されていることを確認した。

要求基準9 確認結果(大阪府)

【要求基準9】審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと

都道府県等又はIR事業者が審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行ったと認められるものであってはならない。

確認内容	確認結果	備考
・添付書類として提出される誓約書において審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載があることに加え、事務局から審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか照会し該当がないことを確認する。	右記のとおり要確認	<p>○添付書類である「誓約書」において、審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていない旨の記載がある。</p> <p>○5月27日の審査委員会以降、会議参加に際し、審査委員会の委員に対して不正な働きかけがなかったか確認する。【認定の可否の判断まで継続して確認】</p>

要求基準10 確認結果(大阪府)

【要求基準10】 IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性

IR区域は、国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的・社会的条件からみて、IR区域の整備を推進することが適切と認められる地域でなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">国際アクセス、国内アクセスについては、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されているかどうか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.28)において、大阪IRは、全ての主要交通拠点が半径30km以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置しており、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能であり、IR区域と国内外の主要都市との交通網が確保されていることが記述されている。
<ul style="list-style-type: none">域内アクセスについては、IR区域への来訪者数を処理可能な輸送量を確保しているかどうかを確認する。 <p>(参考)域内アクセスの確認方法例</p> <p>○IR区域への輸送量確保に関するインフラの整備状況(計画含む)を確認し、IR区域への年間来訪者(計画値)を処理可能か確認する。その際、IR区域内に駐車場の整備計画がある場合、その内容も併せて確認する。</p> <p>○その結果、IR区域への年間来訪者(計画値)の処理に疑義がある場合、例えば、必要に応じバス便の増設を行うなど、対応策を講ずるかどうか確認する。</p>	申請者に要確認。	<p>【再質問】</p> <p>繁忙期・休日・大規模イベント開催時のピーク時間をベースとして、包括的な交通影響予測・評価を実施している旨の記載があるが、インテックス大阪など近隣施設において大規模イベントが開催される場合の対応策について、具体的な説明を頂きたい。</p> <p>現時点で想定している駐車場整備台数()を踏まえ、駐車場整備面積の考え方について、具体的な説明を頂きたい。</p>

要求基準11 確認結果(大阪府)

【要求基準11】 一体的かつ継続的なIR事業の実施

カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・下記の確認ポイントを踏まえ、IR事業が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることが具体的に説明されているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○質問回答により、IR事業が一のIR事業者により一体的かつ継続的に行われることが具体的に説明されていることを確認した。

確認ポイント	
一体性	<ul style="list-style-type: none">・設置運営事業者による業務委託が行われるかどうか、少なくともカジノ事業については業務委託を行こととしていないか確認。・業務委託が行われる場合には、下記2点を踏まえて行うこととしているか確認(業務委託の内容等から一体性の疑義が生じた場合には、ヒアリング等を検討。) ①業務の委託先の企業名、委託の範囲、委託期間、受託の意思等を確認し、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から委託されるものであるか(委託先の企業にも確認) ②設置運営事業者及び委託先に対し、委託業務に係る経営判断を設置運営事業者に留保する方法について内容を確認するとともに、定款・登記事項証明書に記載の「目的」において「IR整備法に基づく設置運営事業」などの記載が確認できるか
継続性	<ul style="list-style-type: none">・カジノ事業の収益を活用することを通じたIR事業の継続的な実施を確保するために以下のような具体的な方策が講じられているか確認(内容に応じて、添付書類の1つである実施協定の案も確認)。 例)・事業の継続性を確保するための都道府県・事業者間の契約の締結(長期事業期間の設定や継続性を阻害する事業譲渡(株式譲渡を含む。)の防止等) ・様々な事業リスクに対応する事業実施体制の構築

要求基準12(大阪府では該当なし)

要求基準12	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	確認内容
施設供用事業が行われる場合には、IR事業が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものでなければならない。	<input checked="" type="radio"/> 施設供用事業者が所有するIR施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携	・大阪府、長崎県の区域整備計画においては該当なし。

要求基準13 確認結果(大阪府)

【要求基準13】 IR事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること

IR事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業（施設供用事業者にあっては、施設供用事業）を行うものでなければならない。

確認内容		確認結果	備考
<p>・附帯事業として記載された事業が、設置運営事業に係る附帯事業として必要性と許容性の観点から適切であり、設置運営事業（附帯事業を含む。）以外の事業が記載されておらず、添付書類の定款及び登記事項証明書においてもその旨が記載されているか確認する。</p>		左記の内容につき確認できた。	<p>○各附帯事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. IR区域北側護岸における係留施設やIR区域北側の臨港緑地における海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）の整備・運営 2. 関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営 3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営 4. 夢洲1区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業 5. IR区域拡張予定地の暫定利用（大阪IRでのイベント開催時における臨時駐車場等） 6. その他の附帯事業（IR区域外の大阪IRの広告・宣伝等（カジノ事業に係るもの）を除く） <p>○区域整備計画及び質問回答の内容から、全ての事業について、左記の内容に照らして、必要性と許容性の観点から適切であることを確認した。</p>
考え方	附帯事業となり得る事業例（※事業の規模・性質に照らして個別判断）		
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・IR施設を設置・運営する事業の実施の観点から必要なものであるか ・法目的の達成の観点から必要なものであるか（観光・地域経済振興・財政改善） 	<ul style="list-style-type: none"> ■IR施設の来訪者の利便性を確保するための事業 ・IR施設へのバス・フェリー等の運行 ・空港等におけるIR施設への来訪者向けの待合ラウンジの運営 ・IR来訪者向けの駐車場運営 	
許容性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を踏まえ、事業の規模・性質に照らして、設置運営事業を支えるものとしての附帯性が認められるか ・法目的・趣旨に適合するものであるか（例：カジノ施設設置に伴う有害影響排除を阻害するなど、IR事業の実施を阻害するものではないか） 	<ul style="list-style-type: none"> ■設置運営事業を円滑に実施するための事業 ・IR施設の電力供給や余剰電力の売却による設置運営経費の確保を目的とした太陽光発電事業 ・IR区域外でのカジノ施設以外のIR施設の広告宣伝 ・IR施設従事者の人材育成 	81

要求基準14 確認結果(大阪府)

【要求基準14】設置運営事業者によるIR施設の所有

設置運営事業者がIR施設を所有するもの（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有するIR施設を設置運営事業者が使用するもの）とされていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<ul style="list-style-type: none">・基本方針の記載にも留意しつつ、添付書類（設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等）を踏まえ、IR事業者が、IR施設を全て所有することを確認する。	左記の内容につき確認できた。	<p>○区域整備計画(p.35)より、IR事業者が、IR施設を全て所有する見込みであることを確認した。</p> <p>(※)添付書類(設置運営事業者がIR施設を所有することが可能であることを証する書類等)は、既存の施設を使用することとしていないため、該当なし</p>
<p>(基本方針の関連記述)</p> <p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR事業の在り方</p> <p>(1) IR事業の一体性</p> <p><u>設置運営事業者はIR施設を構成する全ての施設を一体として所有することを原則とするが、施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者がIR施設を構成する全ての施設を一体として所有した上で、設置運営事業者に専ら使用させることが可能である。</u></p>		

要求基準15 確認結果(大阪府)

【要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・IR事業者が実施する有害な影響の排除に関する措置内容について、以下3点について具体的な説明がされており、IR事業者が適切に実施すると認められるか確認する(計画上確認できなければ、質問等を実施)。</p> <p>(1)基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっているか</p> <p>(2)IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、海外での実績などにより、適切に実施できる能力や体制等を有しているか</p> <p>(3)IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、費用の見込みと記載内容から、十分な予算措置を見込んだものとなっているか</p>	左記の内容につき確認できた。	<p>○(1)について 区域整備計画及び質問回答の内容から、基本方針を踏まえ、IR整備法に基づき取り組むことが求められる措置が講じられることとなっていることを確認した。</p> <p>○(2)について 区域整備計画及び質問回答の内容から、IR事業者が行う措置(国や都道府県等が実施する施策へのIR事業者による協力事項を含む)について、概ねGMの実績により根拠が裏付けられているとともに、日本の関係法令を遵守した適切な内容となるよう、今後、さらに詳細を検討していく旨の記載があり、現時点においては、適切に実施できる能力や体制等を有していることとなっていることを確認した。</p> <p>○(3)について 区域整備計画及び質問回答の内容から、IR事業者が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認し、必要となる費用の見込みに対応して十分な予算措置を見込んだものとなっていることを確認した。</p>

要求基準16 確認結果(大阪府)

【要求基準16】カジノ事業の収益の活用

カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されているとともに、区域整備計画に記載する収支計画及び資金計画と整合的なものとなっていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認する。</p>	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画において、カジノ事業の収益を活用して実施することが計画されているIR施設の整備(IR施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額)その他IR事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する施策への協力等に係る内容が具体的に記載されていることを確認した。
<p>・記載された、<u>IR施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額、その他IR事業の事業内容の向上に要する額、都道府県等の実施施策への負担金</u>(記載があれば)などの費用について、計画に記載の<u>収支計画・資金計画</u>、下記の添付書類に記載の額と整合性を確認する。</p> <p>➢予定貸借対照表 ➢予定損益計算書 ➢予定キャッシュフロー計算書 ➢上記の予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュフロー計算書の根拠を記載した書類</p> <p>※予定財務三表については、区域整備計画に記載する工程の最終年度(10年後)(=認定(申請者の想定)から10年後)までを記載しているか確認する。</p>	左記の内容につき確認できた。	○質問回答により、左記の費用について、計画に記載の収支計画・資金計画、添付書類に記載の額と整合性を確認した。

要求基準17 確認結果(大阪府)

【要求基準17】認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・基本方針の記載にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○区域整備計画(p.44-46)(解説資料含む)において、基本方針の内容にも留意しつつ、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が記述されていたことを確認した。

要求基準18 確認結果(大阪府)

【要求基準18】 IR区域の整備による経済的・社会的效果

IR区域の整備による経済的・社会的效果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていなければならない。

確認内容	確認結果	備考
・計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認しつつ、IR区域の整備による経済的・社会的效果及びその効果を見込む根拠が明らかにされているか確認する。	左記の内容につき確認できた。	○計画様式の記載事項が評価基準17～19の記載事項と合致しているか整合性を確認し、IR区域の整備による経済的・社会的效果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていることを確認した。

要求基準19 確認結果(大阪府)

【要求基準19】 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が区域整備計画に記載されているとともに、記載された施策及び措置を都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ適切に実施すると認められるものでなければならない。また、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組（政令市にあっては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）を適切に実施すると認められるものでなければならない。

確認内容	確認結果	備考
<p>・基本方針の内容を踏まえ、都道府県等が実施する施策及び措置の内容について、都道府県公安委員会及び立地市町村等との具体的な連携が含まれていることを確認した上で、以下2点について具体的な説明がされており、都道府県等が適切に実施すると認められるか確認する（計画上確認できなければ、ヒアリング等を実施）。</p> <p>(1)都道府県等が行う措置の費用の見込みについて、その費用計上の考え方を確認するとともに、費用の見込みと記載内容を確認し、十分な予算を見込んだものとなっているか。</p> <p>(2)都道府県等が行う措置について、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に紐付けて実施されるものとなっているか。</p>	<p>左記の内容につき確認できた。</p>	<p>○(1)について</p> <p>・質問回答の内容から、都道府県等が行うカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置の費用の見込みについて、①その費用計上の考え方、②十分な予算措置であることを示す根拠について、具体的な説明がされていることを確認した。また、費用の見込みにより、十分な予算措置であることが確認できた。</p> <p>○(2)について</p> <p>・質問回答の内容から、仮に区域整備計画が認定された場合には、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画にカジノ事業についても位置付けることを確認した。</p>

長崎県の取扱いについて

- 長崎県については、要求基準のうち、資金調達の確実性(要求基準4関連)に関するものに絞って質問回答を行ってきたところ。
- 現時点において、依然として要求基準への適合が確認できていないため、他の自治体との公平性等の観点も踏まえ、今般、第2回目の質問回答の〆切延長と併せ、延長後の8月26日が最終期限である旨を送付した。
- 8月26日までに回答のあった内容については、事務局において確認を行った上で、各委員に報告し了解を得ることとした。

これまでの質問の概要

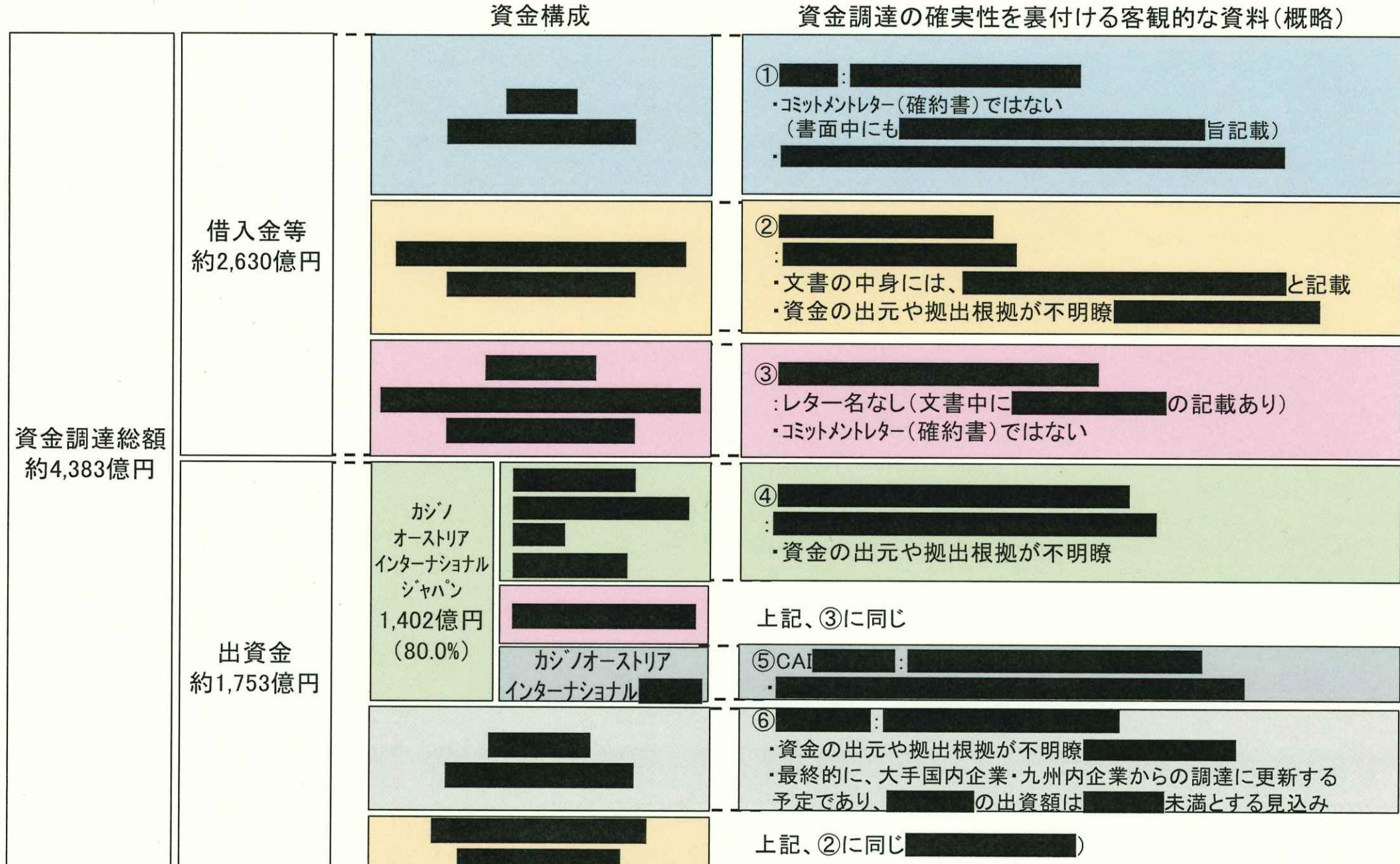
<主なポイント>

- ・ []において、資金調達の確約がなされていないと見受けられる []
⇒ 融資契約の条件を含め、資金調達の確実性の裏付けについて説明を求める。
- ・ 資金の出元が投資家「候補」にとどまっており、資金調達の確約がなされていないと見受けられる
[]
⇒ 投資家のリストについて、各々の拠出額及び資金の出元(自己資金、借入又はファンド組成等)や資金拠出根拠(資金拠出を確約する旨の書面を含む。)の提出を求める。

〆切延長の文書の概要

- これまでの回答内容からは、依然として、要求基準の一つである資金調達の確実性が確認できない状況である。他の自治体との公平性の確保の観点から、8月26日までに、質問事項への回答のみならず、資金調達の確実性の判断に必要な証左が十分に揃わない場合には、要求基準に適合しないものとして判断することとなる。
- については、7月14日付けで送付した質問事項や下記①・②の事項を含めて、8月26日までに、要求基準の一つである資金調達の確実性が確認できる資料を提出いただきたい。
 - ①融資予定者の融資実行条件が具体的に検討されていることを確認するため、現状において融資予定者と具体的に協議され一定の合意がなされている、利率を含む融資条件の詳細(タームシート等)を、全ての融資予定者について漏れなく提示いただきたい。
 - ②出資予定者の出資実行条件が具体的に検討されていることを確認するため、出資予定者が本件の出資を手許資金によらず、外部からの資金調達によって行う場合、予定する資金調達先の名称、具体的な資金調達の方法(例えば無担保社債の発行／ローン債権の証券化による調達など)、調達条件(借入期間・利率など)についての詳細を、出資予定者ごとに漏れなく提示いただきたい。

資金調達計画(長崎県の区域整備計画)(5/31提出の質問回答資料より事務局作成)



(※)添付書類において、「拠出金額のドル標記については、[REDACTED]」、及び「各社レターの記載金額は上記を超えており、金額の内訳は暫定値であり、今後変更になる可能性がある」旨、記載されている。

2. プrezンについて

第13回審査委員会 プレゼンテーションの実施について

- 第13回審査委員会(9月16日(金))において、要求基準に適合した区域整備計画を対象に、申請者からのプレゼンテーション(以下「プレゼン」という。)を実施する。
- プレゼンの実施方法については、以下のとおりとしたい。

参加者 人数等	<ul style="list-style-type: none">・区域整備計画の認定を申請した者（都道府県等、IR事業者（必要に応じて中核株主も可。））に限る。 ※参加者のレベルは指定しない。・最大参加人数は15人。 ※最大参加人数（15人）の他に、別途通訳（通訳に必要な機材の担当者を含む。）の参加を認める。
タイム テーブル	<p>【全体：120分】</p> <ul style="list-style-type: none">・委員への概要説明（事務局） 5分・委員入室 5分・プレゼン（申請者） 25分・質疑応答 60分・委員退出 5分・委員意見交換 20分
プレゼン の方法等	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンの方法は原則自由（パネルの使用、動画の再生も可。）とする。・プレゼン及び質疑応答は、区域整備計画の内容を補足することから、その内容は区域整備計画記載の範囲内とし、かつ、申請書類及びこれまでの質問回答と齟齬がないものとすること。
申請者に 事前に 伝達する 事項 (案)	<ul style="list-style-type: none">・事務局は、プレゼン及び質疑応答を録音する。ただし、申請者は、撮影・録音等を行わないこと。・プレゼン及び委員の質問に対する回答に当たっては、日本語以外の使用を認める。その場合、事前に事務局に連絡するとともに、委員との意思疎通を円滑に行うため、日本語への通訳に必要となる通訳・機器については申請者において準備・負担すること。・プレゼン及び委員の質問に対する回答については、申請者が履行義務を負うこと留意すること。・プレゼン及び委員の質問に対する回答が区域整備計画の記載に反するものであるときは、区域整備計画の記載を優先する。・プレゼン及び質疑応答については、区域整備計画の認定後は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ公開の対象になるため、十分留意の上対応すること。・申請者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って審査委員会の委員及び事務局に接触を図ってはならない。

申請者への質問送付／プレゼンテーションでの質問事項の整理について

過去委員会資料

＜要求基準に係る質問＞

- 現在要求基準に係る質問を2回分発出済み(5/17, 6/9)。第2回の回答内容を踏まえて、再質問への対応を行う。

＜評価基準に係る質問＞

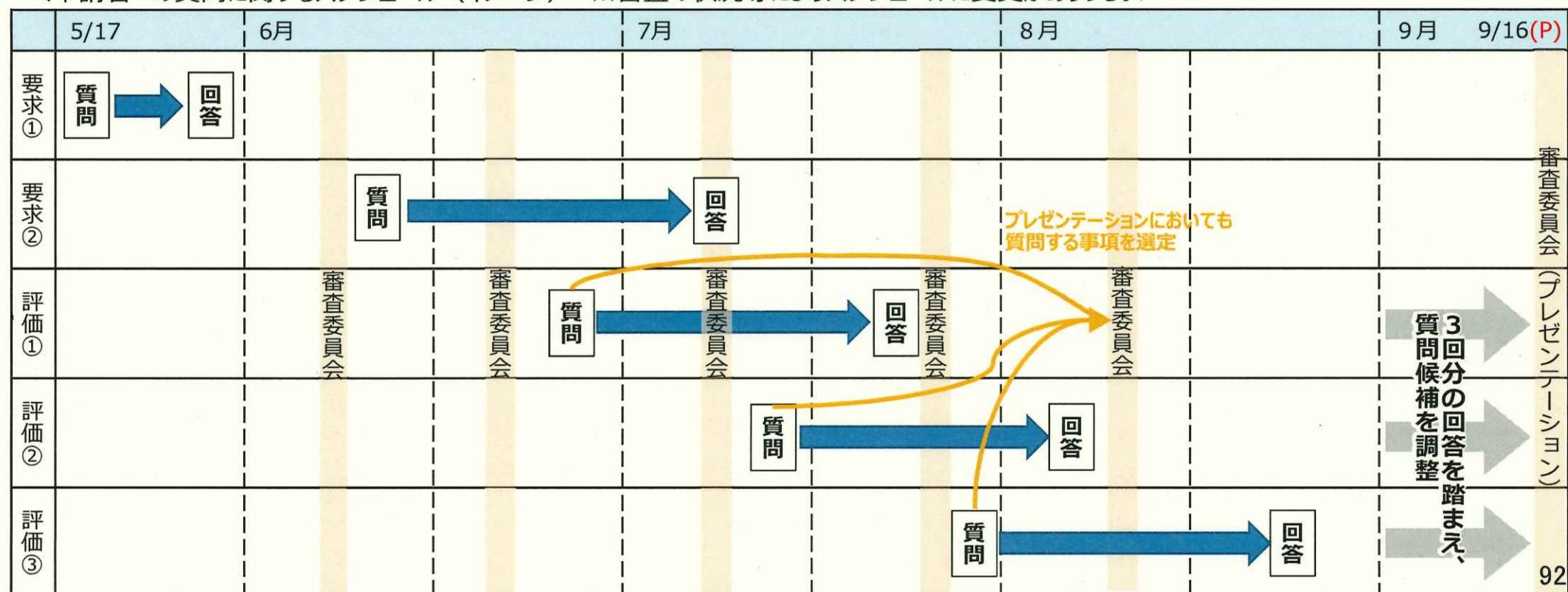
- 6/20の審査委員会における議論を踏まえ、個別審査3回分(6/20, 7/8, 7/25)において委員からコメントいただいた要確認事項については、各委員会終了後に、都度自治体に対して送付(委員会後においても随時委員からの要確認事項を受付。)。

＜プレゼンテーションでの質問事項の整理＞

- 8/9の審査委員会において、個別審査3回分での要確認事項からプレゼンテーションにおいても質問する事項を選定。

- その他、上記3回分の回答内容について、各委員に共有し、プレゼンテーションでの質疑応答において時間があれば聞く質問候補を9月上旬に調整。

＜申請者への質問に関するスケジュール（イメージ）※審査の状況等によりスケジュールに変更がありうる。＞



プレゼンテーションでの質問事項について

○質問内容は、下記①～③に大別することとし、①と②についてはプレゼン当日までに各委員から意見を頂戴し、それを踏まえ事前に調整することとしたい。

①事前質問（申請者に対し、プレゼン後の質疑応答時間の冒頭で回答するよう、事前に送付する質問）

→本日議論

②申請者に対し既に送付している質問事項への回答を受けて、追加で掘り下げる質問

⇒7/22〆、8/5〆、8/22〆の回答について対応

③当日のプレゼン・質疑応答を踏まえた質問

○「①」の事前質問について、個別審査3回分の質問事項の中から、これまでの委員会における議論や「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」における記載内容を踏まえ、下記のとおり選定。

＜事前質問の候補＞

事前質問1：MICEの誘致強化

事前質問2：国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現

事前質問3：財務の安定性

事前質問4：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害影響排除

プレゼンテーションでの質問事項について

○特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定)(抄)

1 意義

(1) 民間の活力を生かしてこれまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となること、

(2) 世界に向けた日本の魅力の発信により、世界中から観光客を集め、全国各地の豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食などの魅力を紹介すること、

(3) IRへの来訪客に国内各地の魅力を紹介し、国内各地に送り出すことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなること

により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することが、日本型IRの意義である。

(中略)

また、こうした日本型IRの意義が十分に発揮されるためには、(中略)

(1) 観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的なIRの運営が確保されるとともに、IRとしての機能が適切に発揮されるよう、IR区域及びIR施設に係る安全や健康・衛生が確保されること、

(2) 民間事業者の活力と創意工夫が生かされるとともに、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点から、カジノ事業の収益を活用したIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力が図られること、

(3) 犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存防止等の観点から、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除やこれと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策、また、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が適切に行われること、

(4) IRの整備に対する国民の信頼と理解を確保する観点から、収賄等の不正行為を防止するとともに、公正性及び透明性の確保を徹底するため、国や都道府県等において、IR事業者等との接触のあり方に関する厳格なルール(以下「接触ルール」という。)が策定されるとともに、IR事業者においてコンプライアンスが確保されること

【※要求基準での確認事項】

が極めて重要な前提条件である。

【事前質問1】
MICEの誘致強化

【事前質問2】
国際競争力の高い魅力ある
滞在型観光の実現

【事前質問3】
財務の安定性

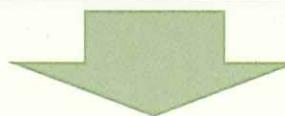
【事前質問4】
カジノ施設の設置及び運営
に伴う有害影響排除

プレゼンテーション 事前質問案1「MICEの誘致強化」（1／2）

基本方針の意義(1)のエッセンスと以下の委員のコメントを踏まえ、作成。

評価基準	コメント

評価基準	コメント



事前質問案1

MICEの誘致に関して、区域整備計画によれば、コンベンションの開催件数は29件と必ずしも多くないよう見受けられるが、既存MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組や国内MICE拠点の競合・広域連携の観点を含めて、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開していくことについてどのように考えているのか。

プレゼンテーション 事前質問案2「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」（1／5）

基本方針の意義(2)・(3)のエッセンスと以下の委員のコメントを踏まえ、作成。

評価基準	コメント

プレゼンテーション 事前質問案2「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」（2／5）

評価基準	コメント

プレゼンテーション 事前質問案2「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」(3/5)

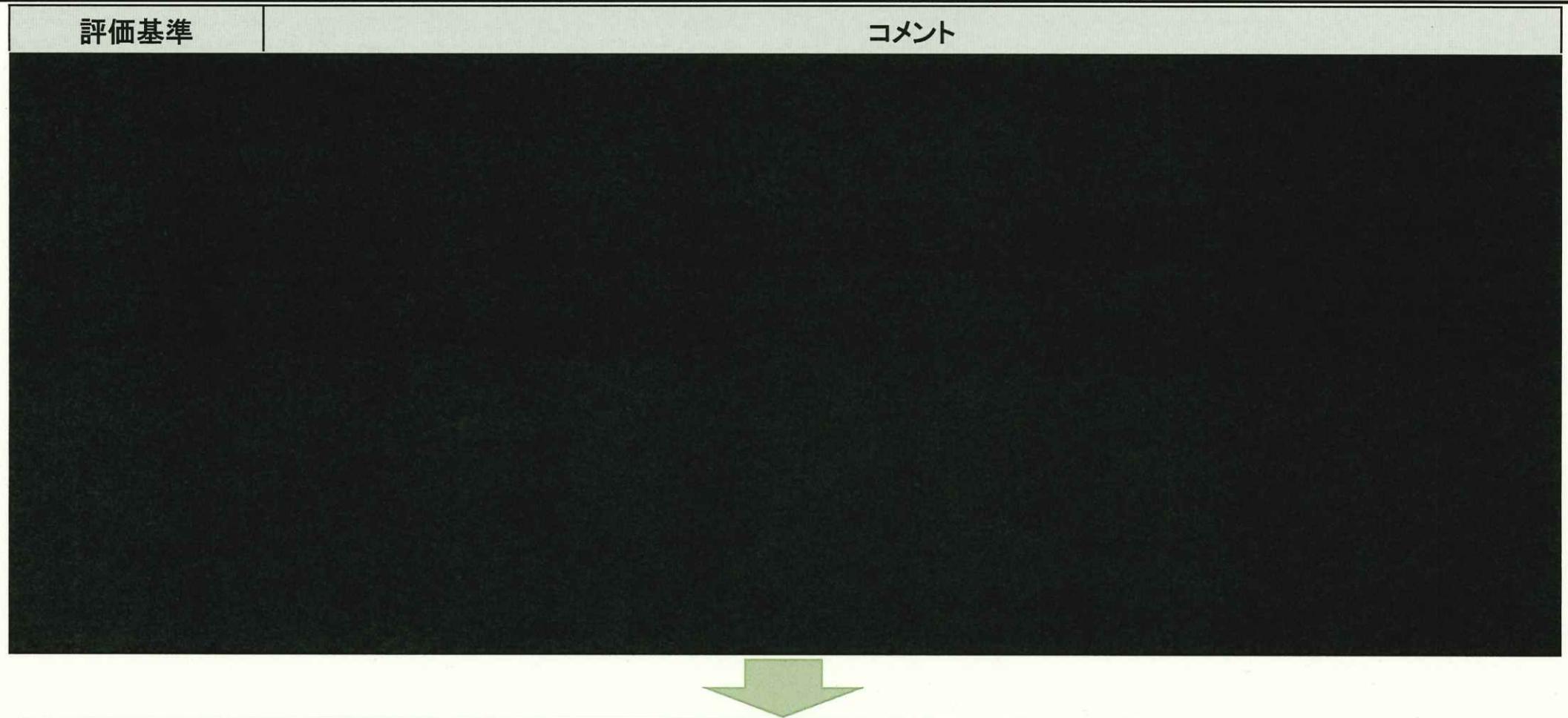
評価基準	コメント

プレゼンテーション 事前質問案2「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」（4／5）

評価基準	コメント

プレゼンテーション 事前質問案2「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現」(5/5)

評価基準	コメント



事前質問案2

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、訪日外国人旅行者数や訪日外国人旅行消費額の増加を図る観点から、世界に向けた日本の魅力の発信、IRへの来訪者を各地に送り出す取組が重要となる中で、魅力増進施設や宿泊施設、夢洲シアター等のエンターテインメント施設での集客力を高めるコンテンツや集客方法、富裕層・VIPの対応についてどのように考えているのか。

また、来訪客を全国各地に送り出す観点から、送客施設の利用者増に向けた工夫をどのように図っていくのか。

プレゼンテーション 事前質問案3「財務の安定性」（1／2）

基本方針の前提条件(1)・(2)のエッセンスと以下の委員のコメントを踏まえ、作成。

評価基準	コメント

評価基準	コメント



事前質問案3

全体収益の約8割をカジノ事業が占めているように思われ、中長期的にみても、その割合が大きく変わらないと見受けられるが、カジノ収益の適切な公益還元の観点やMICE誘致の強化など観光振興・地域経済への寄与の観点から、カジノ事業の収益を十分に活用してIR区域の魅力向上を図り世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める日本型IRの趣旨を踏まえ、カジノ施設以外への継続的な投資やカジノ事業以外における収益増加に向け、フリー・キャッシュフローの十分な黒字が生じる時期を見据えてどのように考えているのか。

プレゼンテーション 事前質問案4「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害影響排除」

基本方針の前提条件(3)のエッセンスと以下の委員のコメントを踏まえ、作成。

評価基準	コメント



事前質問案4

カジノ機器の構成として、電子ゲーム機の台数がかなり多いと見受けられるが、この点を踏まえ、カジノ事業者が実施するギャンブル等依存症対策についてより実効性を高める工夫をどのように考えているのか。

また、都道府県によるギャンブル等依存症対策がより効果的になるよう、「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出による継続的なモニタリング結果を踏まえた各種取組への反映や大阪府以外の近隣地域との連携方針についてどのように考えているか。

3. 今後の審査の進め方について

- 本日、6/20、7/8、7/25の計3回にわたる個別審査が終了。現状、要確認事項に対する回答が出揃っていないことから、6/20の審査委員会での議論を踏まえて、本日の審査委員会後に実施予定としていた個別審査終了後の初回採点については行わないこととしたところ。
- 8/9の審査委員会において、個別審査3回分での要確認事項及び自治体の回答内容を踏まえ、プレゼンテーションにおいて質問する事項を選定。各委員による初回採点については、個別審査3回分での要確認事項に対する回答及びプレゼンテーションにおける質疑応答の内容を踏まえ、プレゼンテーション後に実施。
※スケジュールについては要求基準の確認等、今後の審査状況に応じて変更がある。

<個別審査後のスケジュール>

評価基準による審査

(※以下のスケジュールは、委員のスケジュール等を勘案して仮置きしたものであり、今後の審査状況に応じて隨時変更がありうる。)

- ・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。 (委員会 6/20, 7/8, 7/25)

※この段階では初回採点は実施しない

- ・今後のプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。 (委員会 8/9)

- ・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。

(委員会 9/16)

- ・各委員は、初回審査内容・プレゼンテーションの結果を踏まえ、初回採点を実施し、事務局に提出。 提出目途：9/28

- ・全委員の採点結果を共有し、議論。（委員名は匿名（A委員、B委員等とシャッフルして標記））
- ・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。
- ・審査講評の骨子を確認いただく。

(委員会 10/3)

- ・審査講評や、公表する委員会資料（資料、議事要旨）について、委員会で確認いただく。

(委員会 10/28、11/7)

- ・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。（資料公表のタイミングは別途検討）

○各委員の個別審査のコメントを参考に、全委員が全評価基準の初回採点を実施。

○下記の採点評語をもとに評価・採点・コメントを作成。

<採点の評語>

評価	評価結果	採点の計算
S	極めて優れている。	配点 × 100%
A	非常に優れている。	配点 × 80%
B	優れている。	配点 × 60%
C	やや優れている。	配点 × 40%
D	わずかに優れている。	配点 × 20%
E	優れているとは認められない。	配点 × 0%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(S'、A'、B'、C'、D')を認める。
 (例えば、A'は、AとBの中間評価で配点×70%で採点)

<採点様式のイメージ>

委員名: ● ● ● ●

評価項目	配点	評価	得点	評価コメント
フュニバーサルデザイン、多文化共生	15点	S	15点	<ul style="list-style-type: none"> • • •
環境負荷低減	10点	A	8点	<ul style="list-style-type: none"> • • •
フェアトレード	5点	B	3点	<ul style="list-style-type: none"> • • •

※ 評価コメントについては、個別審査を担当する評価基準以外は必ずしも記入いただく必要はございません。気になる点がございましたら、コメントしてください。

要求基準19項目の充足による点数の付与

過去委員会資料

- 要求基準19項目は、IR整備法第9条第11項第1号から第6号の規定に基づく基準である。具体的には、
 - ・IR施設を確実に設置するために資金調達の確実性が認められること(要求基準4関連)
 - ・IR事業者や都道府県等が、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うこと(要求基準15、19関連)
 - ・地域における合意形成の手続が適切に行われたものであること(要求基準6関連)などの項目からなり、基準を全て満たせば、IR事業を行うために必要となる事項を満たしたこととなる。
- これを踏まえ、他のPFI事例等も参考とし、**要求基準19項目の充足をもって、300点を付与**しては如何か。

評価基準25項目の審査における足切りラインの設定

- 評価基準25項目(配点計1000点)の審査に当たり、審査委員会として、少なくとも満たすべき最低限の足切りラインを設定。
- [REDACTED]

認定に相応しい採点結果の相場感(あくまでも仮設定)

- 配点は、要求基準300点+評価基準1000点=1300点満点。
- **1300点の7割に当たる910点(うち評価基準610点)を認定に相応しい点数の目安としては如何か。**
- なお、認定に相応しい点数は、あくまでも目安であり、各計画を認定に相応しいとするかどうかについては、審査の過程で個別具体的に判断されるものとする。

過去委員会でのご指摘事項について

ご指摘

要求基準充足をもって、評価基準の採点において基礎点を与えるということは、点数を恣意的によく見せようとしている印象を与える可能性がある。

審査委員会が要求基準への適合可否を確認するわけではないのであれば、要求基準の充足を評価基準の採点でも考慮するというのは違和感がある。

要求基準の充足をもって基礎点を付与することによって採点結果を調整しているような印象をもたれるおそれがあるので、対外的な説明の仕方には配慮する必要がある。

区域整備計画の評価基準ごとの採点に当たり、どのような採点結果となれば、審査委員会として認定に相応しいとするのか、議論をしていく必要がある。

要求基準19項目の充足による点数の付与

事務局検討案

- 要求基準19項目は、IR整備法第9条第11項第1号から第6号の規定に基づく基準である。具体的には、
 - ・IR施設を確実に設置するために資金調達の確実性が認められること(要求基準4関連)
 - ・IR事業者や都道府県等が、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うこと(要求基準15、19関連)
 - ・地域における合意形成の手続が適切に行われたものであること(要求基準6関連)などの項目からなり、基準を全て満たせば、IR事業を行うために必要となる事項を満たしたこととなる。
 - これを踏まえ、他のPFI事例等も参考とし、**要求基準19項目の充足をもって、300点を付与**しては如何か。

評価基準25項目の審査における満たすべき足切りラインの設定

- 評価基準25項目(配点計1000点)の審査に当たり、審査委員会として、少なくとも満たすべき最低限の足切りラインを設定。
 - [REDACTED]

認定に相応しい採点結果の目安相場感(あくまでも仮設定)

- 配点は、要求基準300点+評価基準1000点=1300点満点。
 - 全体評語として「優れている」といえる、1000点の6割に当たる600点を認定に相応しい点数の目安とする。
 - 1300点の7割に当たる910点(うち評価基準610点)を認定に相応しい点数の目安としては如何か。
 - なお、認定に相応しい点数は、あくまでも目安であり、各計画を認定に相応しいとするかどうかについては、審査の過程で個別具体的に判断されるものとする。